

第8期
都留市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(素案)

(令和3年度～令和5年度)

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ・期間.....	1
3 計画策定の方法.....	2
4 日常生活圏域の設定.....	2
5 介護保険制度改正の主な内容.....	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況.....	5
1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状.....	5
2 アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状.....	9
3 将来推計.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	14
1 計画の基本理念.....	14
2 計画の基本目標.....	15
3 施策の体系.....	16
4 計画の推進と評価.....	17
第2編 各論	18
基本目標1 いつまでも健やかに暮らせるまち	18
1 疾病予防・健康づくりの推進.....	18
2 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進.....	22
基本目標2 いきいきと活動し、生きがいを持てるまち	25
1 高齢者の生きがい活動と社会参加の促進.....	25
2 すべての人にやさしいまちづくりの推進.....	28
基本目標3 地域 みんなでささえあうまち	30
1 地域支援ネットワークづくり.....	30
2 認知症高齢者への支援の強化.....	33
3 地域包括ケアシステムの推進.....	38
4 在宅生活・介護支援の充実.....	41
基本目標4 安心して介護が受けられるまち	44
1 介護保険事業の推進.....	44
2 介護保険制度の適正利用に向けた取組.....	60

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国の将来予測によると、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニアが65歳以上、高齢者人口の増加に加え、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。本市においても高齢化率は年々上昇傾向にあります。

このような状況のなか、本市では、地域のすべての人がいつまでも健康で暮らし、生きがいを持つことで、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らせる活力あるまちづくりを目指し、「誰もが生きがいを持ち、はつらつと暮らせるまち」を基本理念として第7期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定、推進してきました。

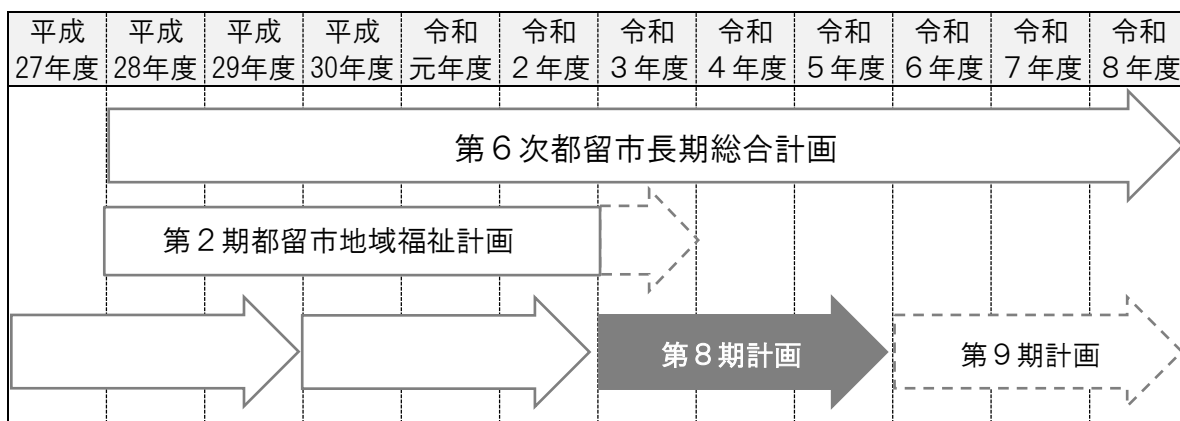
しかし、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症の、感染症対策として緊急事態宣言が発令されて以降、高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても、新しい生活様式を意識した見直しや工夫が必要となっています。

この度、第7期計画が最終年度を迎えたことから、制度改正や社会状況の変化に対応し、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの一層の推進に向け、第8期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

2 計画の位置づけ・期間

本計画は、「市町村老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8）と「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第117条）を一体的に策定するものです。また、本計画では、本市における高齢者福祉の方向性や介護保険サービスのサービス量や方向性等を示します。また、上位計画である第6次都留市長期総合計画や第2期都留市地域福祉計画等の関連計画とも整合を図り、市として効率的・効果的な高齢者施策を行っていけるように努めます。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。令和5年度の見直しを予定していますが、計画期間中であっても、社会情勢の変化等により計画の見直しが適当と判断された場合には適宜見直しを行います。



3 計画策定の方法

(1) 市民を対象としたアンケート調査の実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・調査対象：都留市在住の要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の男女
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：令和2年2月3日～令和2年2月29日
- ・発送数：1,300通

在宅介護実態調査

- ・調査対象：都留市在住の在宅で生活している要介護・要支援認定を受けている男女
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：令和2年2月3日～令和2年2月29日
- ・発送数：700通

調査の種類	対象者数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,300人	832人	64.0%
在宅介護実態調査	700人	443人	63.3%

(2) 都留市介護保険運営協議会の開催

本計画は、介護保険運営協議会における協議を経て、策定されています。介護保険運営協議会には、学識経験者や保健や医療、福祉分野の関係者、被保険者代表等が参画し、多方面の視点から本市における介護保険サービス等について協議し、本計画を策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定に際し、市民の意見を取り入れる機会として、パブリックコメントによる意見聴取を令和3年1月8日から令和3年1月29日までの間実施しました。

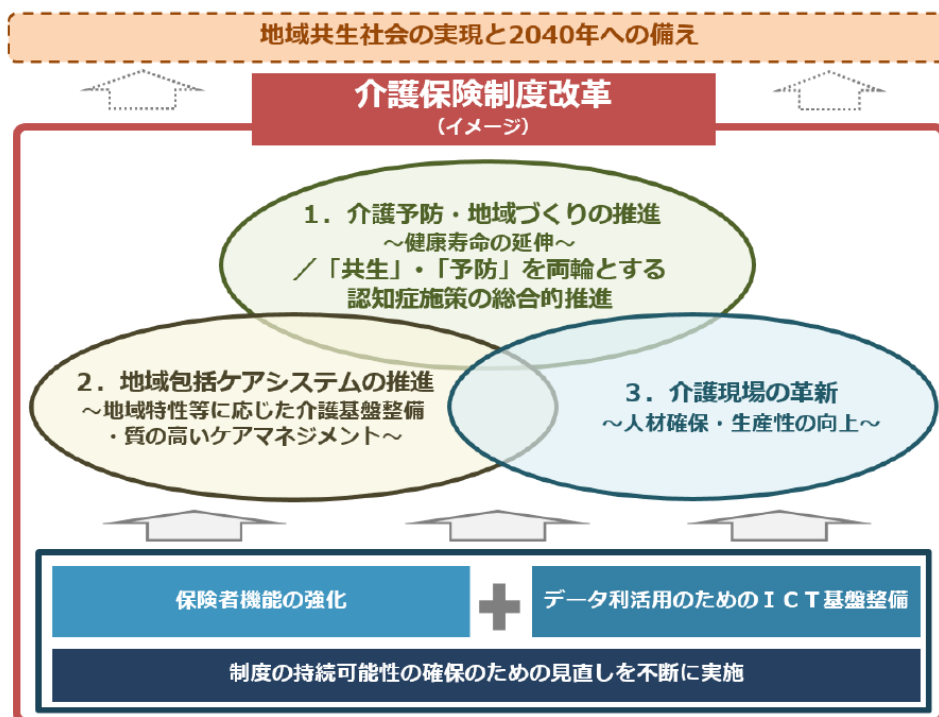
4 日常生活圏域の設定

市町村介護保険事業計画は、市町村内を日常生活圏域に区分し、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を設定することとしています。本市においては、第7期介護保険事業計画策定時と人口規模、地理的条件、社会的条件等が圏域を変更するほど大きく変わっていないため、第8期の計画においても引き続き市内を1圏域と設定し、全市として高齢者の保健や福祉、医療はもちろんのこと、住まいや公共サービス、交通機関等の充実に努め、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、必要な支援を行っていきます。

5 介護保険制度改正の主な内容

国の社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）では、「介護予防・地域づくりの推進」、「地域包括ケアシステムの推進」及び「介護現場の革新」の3つの方針と、それを推進するために重要な取組を介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

【参考：介護保険制度改革の全体像】



資料：社会保障審議会介護保険部会（令和元年12月27日）資料）

全国介護保険担当課長会議（令和2年7月31日）で、重要な取組等に関して以下の提示がされました。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025年、2040年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される
- ・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要
- ・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要

2 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている

5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策を進める

認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・2025年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要
- ・日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要
- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載する

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況

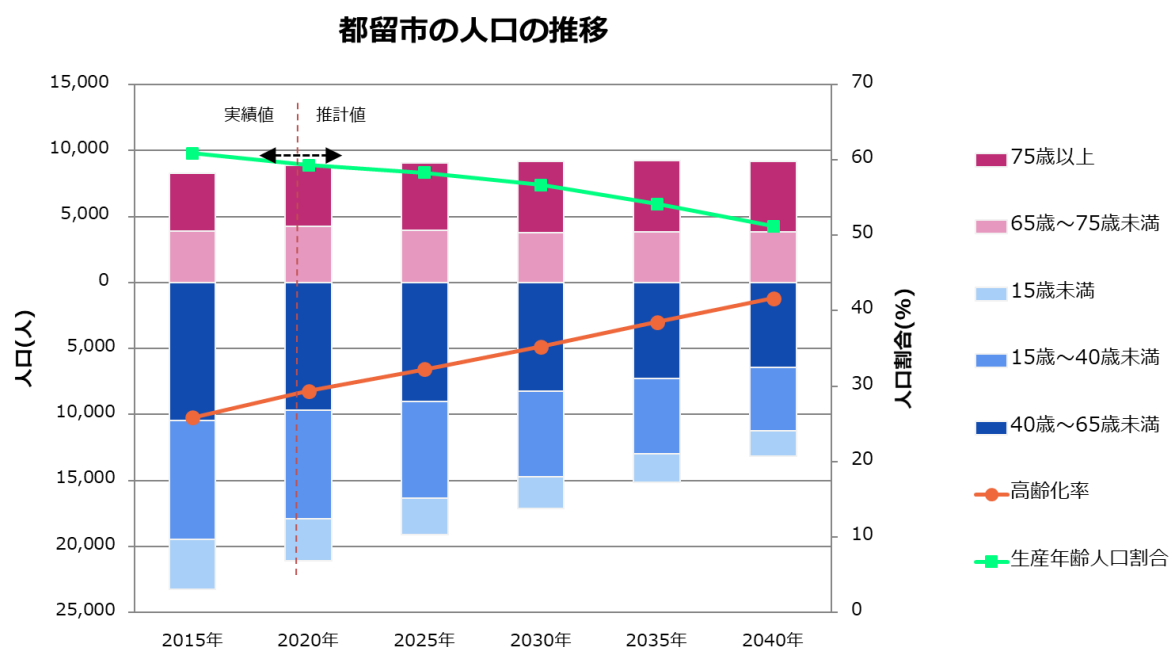
1 統計データにみる高齢者を取り巻く現状

本市の高齢者を取り巻く現状について、厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」を用いて分析しました。

(1) 人口と高齢化率の推移

本市の高齢者人口は、2035年まで増加していくことが予想され、2035年には9,227人となる見込みです。しかし、その後は減少に転じ、2040年には9,153人となる見込みです。

一方で、総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率は、今後も増加していくことが予想され、2035年に37.9%、2040年には41.0%となる見込みです。



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総人口 (人)	31,692	29,971	28,174	26,274	24,356	22,326
15歳未満 (人)	3,780	3,202	2,763	2,407	2,157	1,917
15～40歳未満 (人)	9,020	8,213	7,312	6,461	5,668	4,841
40～65歳未満 (人)	10,469	9,695	9,047	8,254	7,304	6,415
65～75歳未満 (人)	3,908	4,248	3,982	3,762	3,857	3,822
75歳以上 (人)	4,364	4,613	5,070	5,390	5,370	5,331
生産年齢人口 (15～65歳未満) (人)	19,489	17,908	16,359	14,715	12,972	11,256
高齢者人口 (65歳以上) (人)	8,272	8,861	9,052	9,152	9,227	9,153
生産年齢人口割合 (生産年齢人口÷総人口) (%)	61.5	59.8	58.1	56.0	53.3	50.4
高齢化率 (65歳以上人口÷総人口) (%)	26.1	29.6	32.1	34.8	37.9	41.0
【参考】高齢化率 (山梨県) (%)	28.1	31.5	33.7	36.0	38.6	41.4
【参考】高齢化率 (全国) (%)	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3

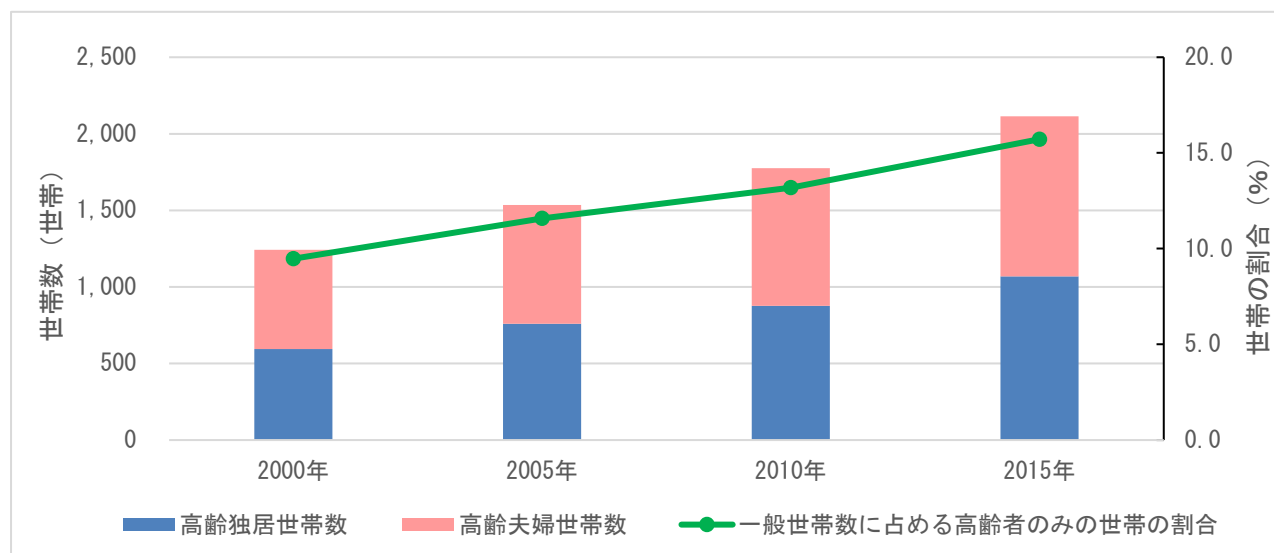
(2) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者を含む世帯は、2015年で5,301世帯と、一般世帯の約4割を占めています。

高齢独居世帯は一般世帯の8.0%、高齢夫婦世帯は一般世帯の7.8%を占めており、両者を合わせた『高齢者のみ世帯』は、一般世帯の約16%となっています。

高齢者のみ世帯の割合は、全国や山梨県全体と比較すると低くなっています。

都留市における高齢者世帯数等の状況と推移①



都留市における高齢者世帯数等の状況と推移②

	2000年	2005年	2010年	2015年
一般世帯数(世帯)	13,119	13,254	13,458	13,450
高齢者を含む世帯数(世帯)	4,317	4,754	5,007	5,301
【再掲】 高齢独居世帯数(世帯)	595	760	876	1,070
【再掲】 高齢夫婦世帯数(世帯)	648	775	899	1,044
高齢者を含む世帯の割合(%)	32.9	35.9	37.2	39.4
高齢独居世帯の割合(%)	4.5	5.7	6.5	8.0
高齢夫婦世帯の割合(%)	4.9	5.8	6.7	7.8
高齢者のみの世帯の割合(%)	9.5	11.6	13.2	15.8

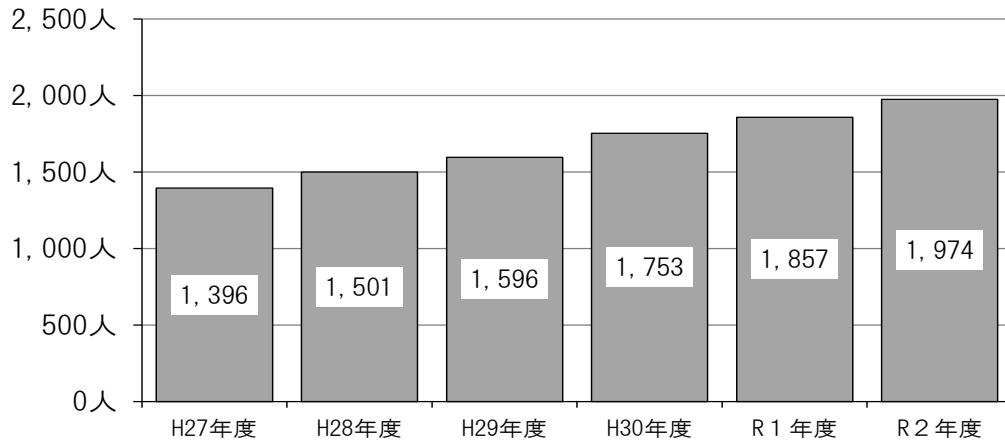
全国および山梨県全体との高齢者を含む世帯割合の比較 (2015年時点)

	全国	山梨県	都留市
高齢者を含む世帯の割合(%)	40.7	46.1	39.4
高齢独居世帯の割合(%)	11.1	11.3	8.0
高齢夫婦世帯の割合(%)	9.8	10.8	7.8
高齢者のみの世帯の割合(%)	20.9	22.1	15.8

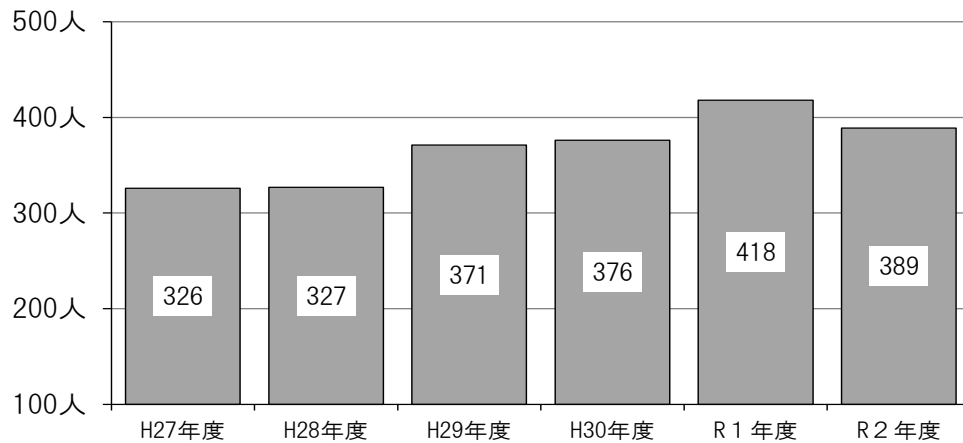
(出典) 総務省「国勢調査」

令和2年度の在宅ひとり暮らし高齢者数は、1,974人、在宅寝たきり高齢者数は、389人、認知症高齢者数は、930人となっており、年々上昇傾向にあります。

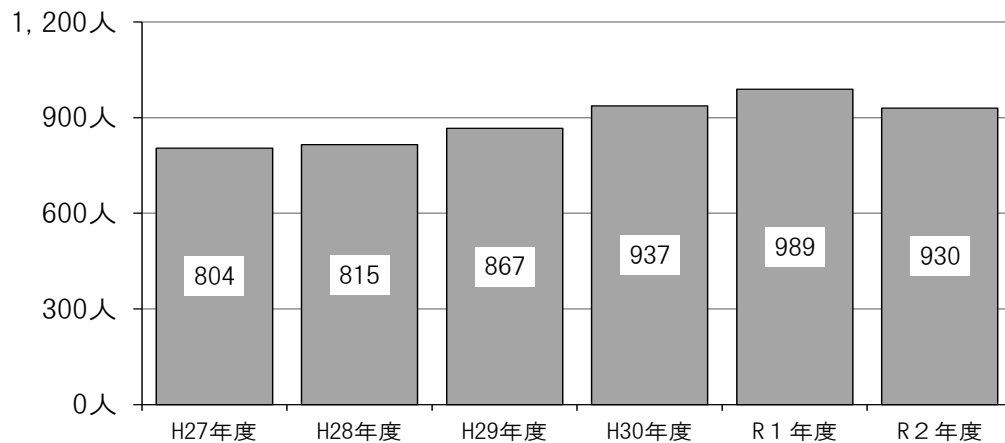
① 在宅ひとり暮らし高齢者数



② 在宅寝たきり高齢者数



③ 認知症高齢者数

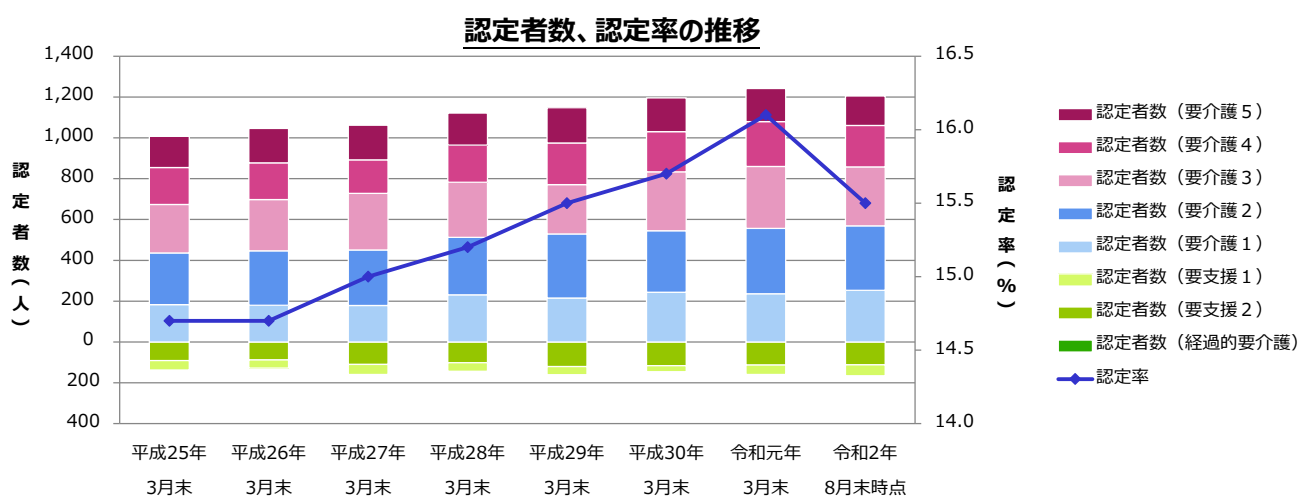


いずれも資料は令和2年度高齢者福祉基礎調査

(3) 要介護（要支援）認定者の状況

令和2年8月末時点の認定者数は1,370人で、認定率は18.5%となっています。要介護度別の要介護（要支援）認定者数は、要介護2が316人と最も多く、次いで要介護3が289人、要介護1が253人、要介護4が203人、要介護5が144人、要支援2が112人、要支援1が53人となっています。

認定率の推移をみると、平成31年まで増加傾向にありましたが、令和元年12月から令和2年3月にかけて死亡や転出等による認定者数の減少が新規認定者を上回ったため認定率が減少に転じました。なお、グラフ等の掲載はありませんが、認定者数、認定率共に令和2年6月以降は再び増加傾向にあります。



(出典) 平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和2年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 8月末時点
認定者数 (人)	1,144	1,174	1,221	1,264	1,308	1,342	1,401	1,370
認定者数 (要支援1) (人)	46	40	49	41	40	30	46	53
認定者数 (要支援2) (人)	91	88	110	102	120	116	113	112
認定者数 (経過的要介護) (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数 (要介護1) (人)	183	180	179	231	215	244	236	253
認定者数 (要介護2) (人)	253	267	272	282	314	301	321	316
認定者数 (要介護3) (人)	238	251	277	269	242	289	303	289
認定者数 (要介護4) (人)	181	180	164	183	204	196	220	203
認定者数 (要介護5) (人)	152	168	170	156	173	166	162	144
認定率 (%)	14.7	14.7	15.0	15.2	15.5	15.7	16.1	15.5
認定率 (山梨県) (%)	15.6	15.6	15.7	15.5	15.5	15.5	15.7	15.7
認定率 (全国) (%)	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5

2 アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状

市民の声を反映するためにアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および、在宅介護実態調査）を実施し、高齢者の実情や意向等を踏まえた計画策定のための基礎資料としました。

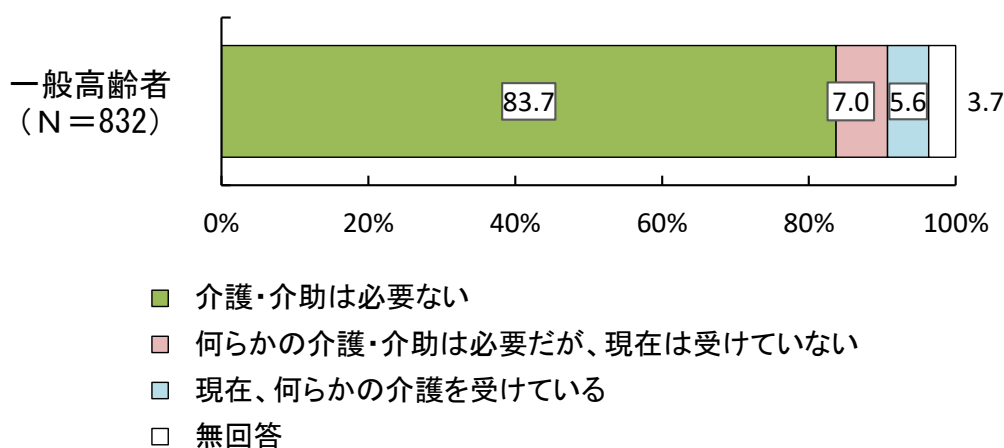
注意事項

- ・調査結果は、各設問の回答者数（N）を基数とした回答比率（％）で示しています。
- ・回答比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率の合計が100%にならないことがあります。
- ・1つの設問に2つ以上回答できる“複数回答可”の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・設問や選択肢の内容は、一部省略して掲載しています。
- ・このアンケート調査の結果は、調査結果の一部を抜粋して掲載しています。

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

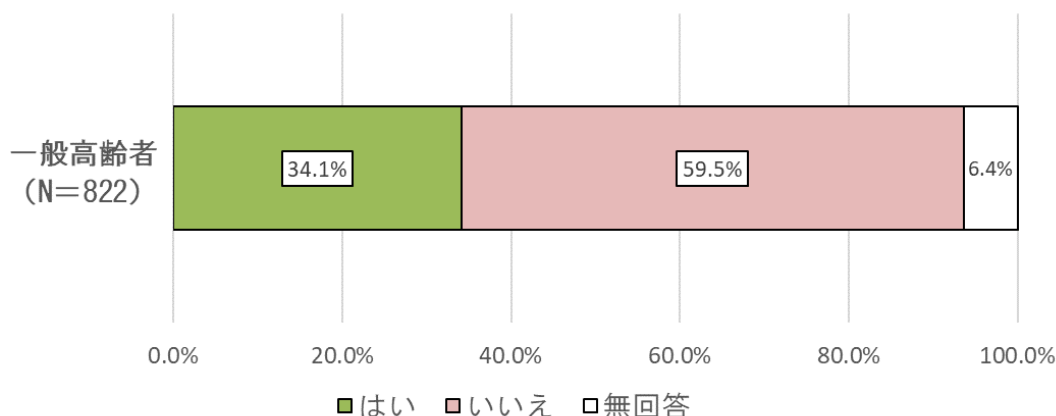
◆設問1－問2 普段の生活で介護・介助が必要か

調査の結果、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.0%となっており、介護の必要性があるにもかかわらず、介護を受けていない、もしくは受けられない人に対する支援が必要となっています。



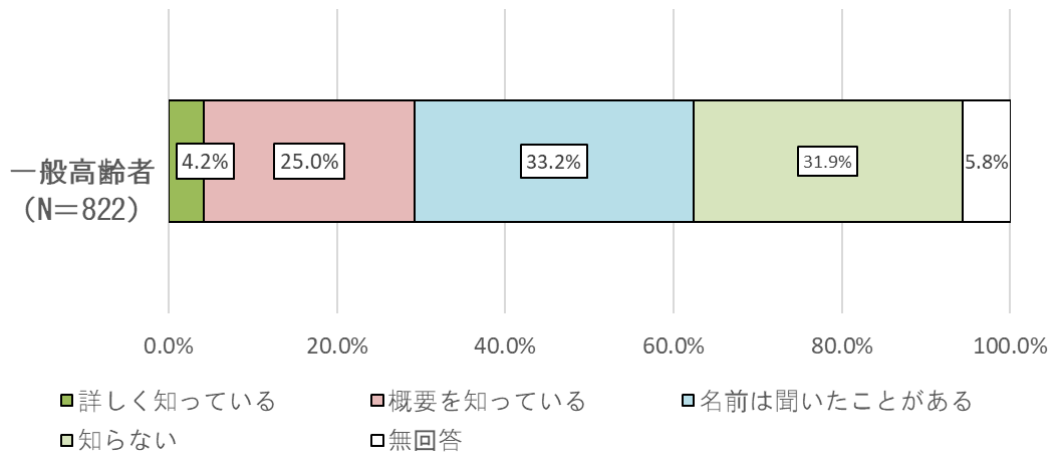
◆設問8－問2 認知症に関する相談窓口を知っているか

調査の結果、認知症に関する相談窓口を知っている方は34.1%となっています。



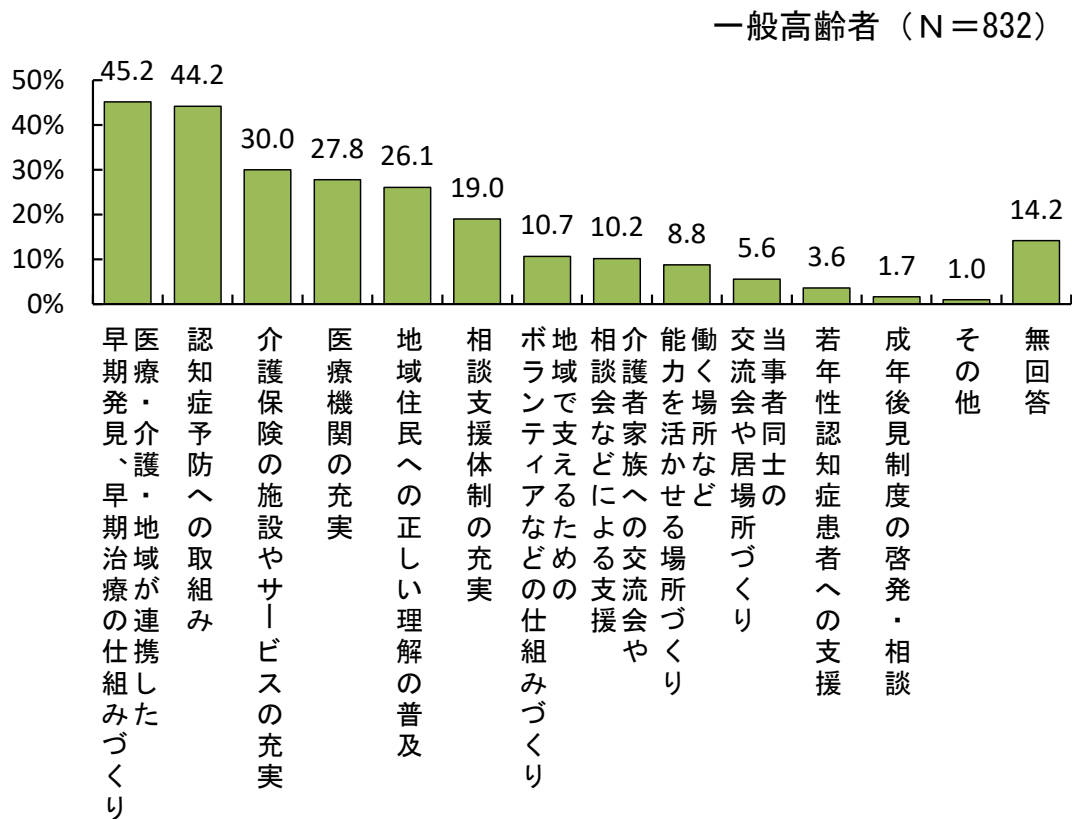
◆設問8－問3 成年後見制度を知っているか

調査の結果、成年後見制度を知っている方（「詳しく知っている」+「概要を知っている」）は 29.2%となっています。



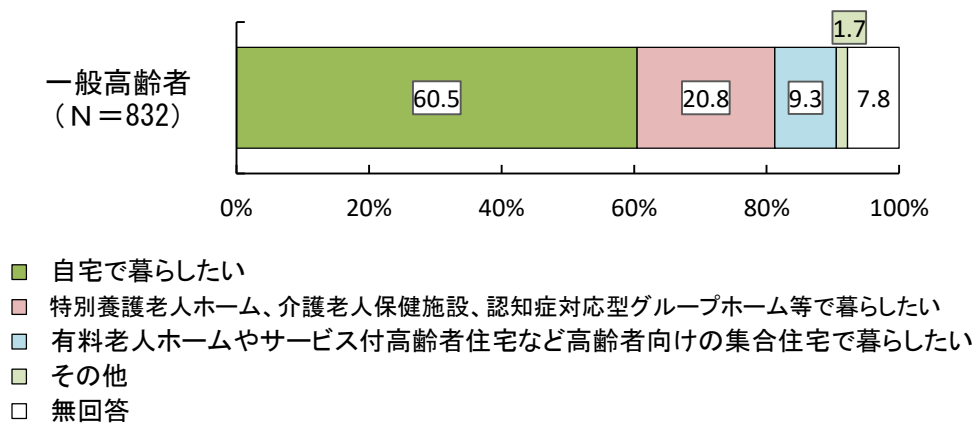
◆設問8－問5 認知症に関連して推進すべき重要なこと

調査の結果、「医療・介護・地域が連携した早期発見、早期治療の仕組みづくり」が 45.2%、「認知症予防への取組」が 44.2%と高くなっています。



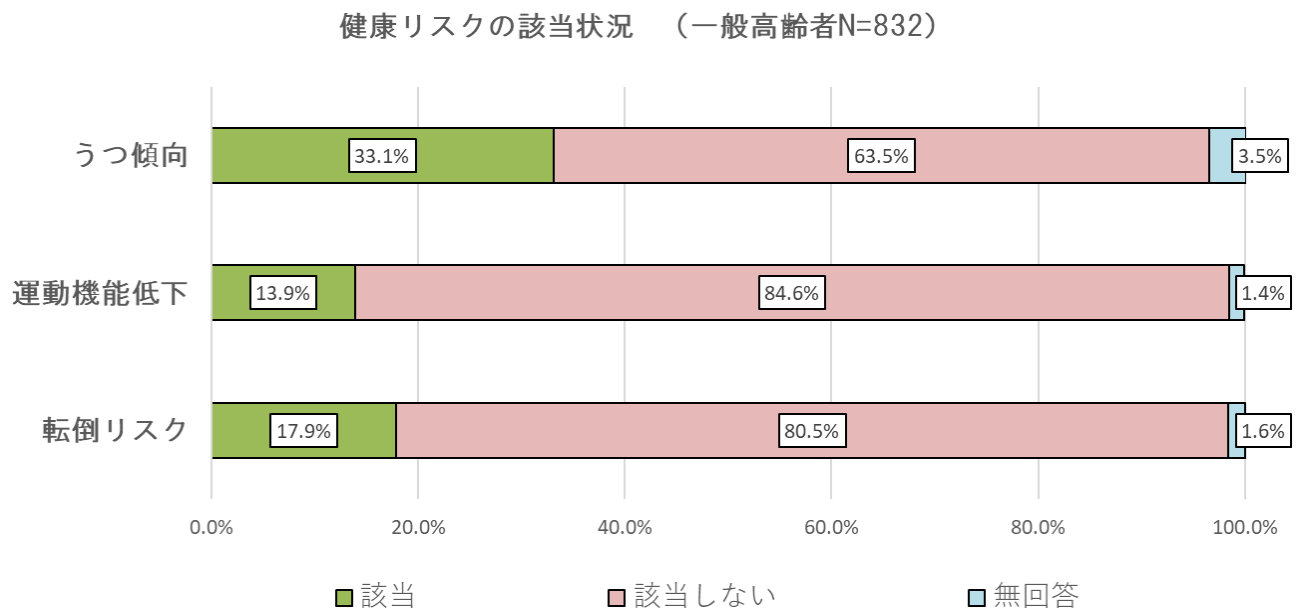
◆設問9 – 問2 介護が必要になった場合、希望する暮らし方

調査の結果、「自宅で暮らしたい」が60.5%と最も多く、在宅での生活が継続できるような支援が引き続き求められています。



◆調査の結果に基づく各種リスクの該当状況

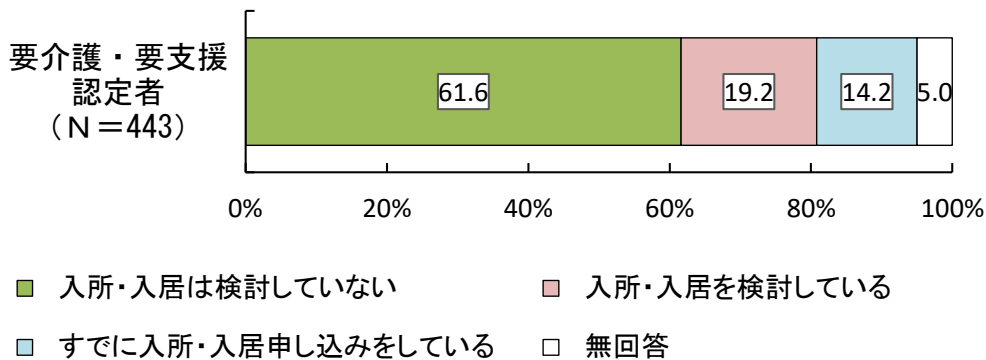
調査の結果、運動機能低下等の各種リスクへの該当状況は、うつ傾向への該当が33.1%と多くなっています。また、運動機能低下の該当は13.9%、転倒リスクの該当は17.9%となっています。



(2) 在宅介護実態調査

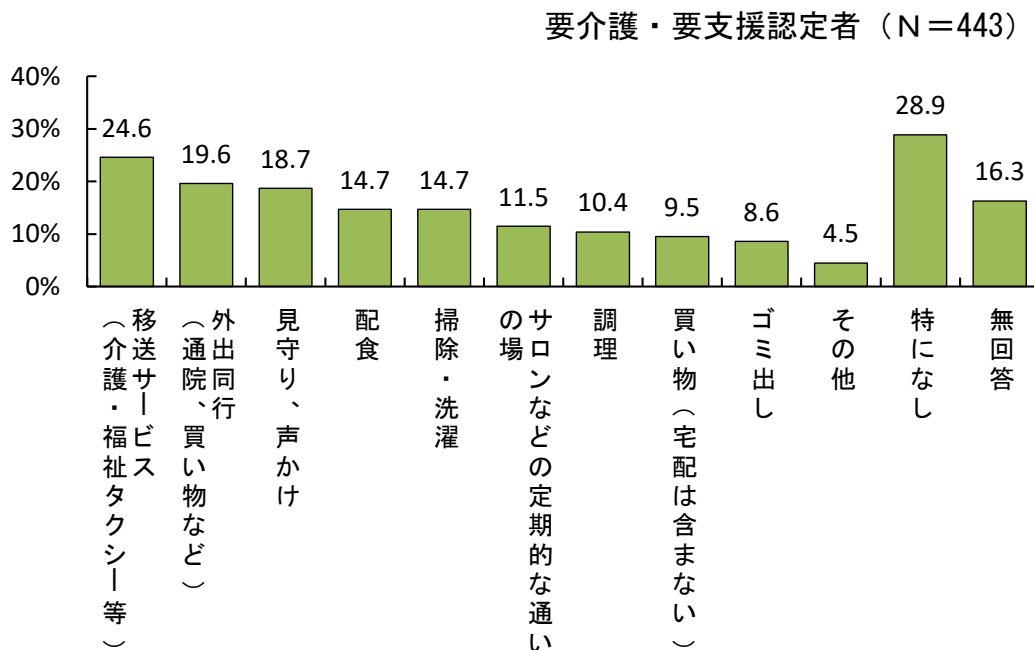
◆問3 施設等への入所・入居の検討状況

調査の結果、「入所・入居は検討していない」が61.6%となり、在宅での生活を継続していきたい意向の方が多くなっています。



◆問8 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

調査の結果、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が24.6%、「外出同行（通院、買い物など）」が19.6%、「見守り、声かけ」が18.7%と前回調査に引き続きニーズが多い支援・サービスとなっています。



3 将来推計

第7期計画期間中の人口や要支援・要介護認定者数等の実績および、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に基づいて、第8期計画期間以降の人口、認定者数等について推計した結果が次のとおりとなります。

(1) 高齢者数の推計

単位：人	第7期【実績】			第8期【推計】			将来	
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
総人口	30,713	30,290	29,930	29,637	29,284	28,928	28,174	22,326
40歳未満人口	12,011	11,669	11,363	11,151	10,857	10,593	10,075	6,758
40～64歳人口	10,041	9,847	9,673	9,567	9,472	9,308	9,047	6,415
高齢者人口	8,661	8,774	8,894	8,919	8,955	9,027	9,052	9,153
前期高齢者 65～74歳	4,074	4,147	4,322	4,385	4,266	4,234	3,982	3,822
後期高齢者 75歳以上	4,587	4,627	4,572	4,534	4,689	4,793	5,070	5,331
高齢化率 (%)	28.2	29.0	29.7	30.1	30.6	31.2	32.1	41.0

(2) 認定者数の推計

単位：人	第7期【実績】			第8期【推計】			将来	
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
認定者数(全体)	1,407	1,421	1,409	1,431	1,464	1,496	1,518	1,676
要支援1	41	48	57	53	54	55	56	62
要支援2	101	120	114	125	127	128	132	140
要介護1	251	233	265	243	248	253	255	284
要介護2	335	325	323	337	340	343	346	383
要介護3	293	322	293	320	333	342	348	382
要介護4	213	212	205	212	218	227	231	259
要介護5	173	161	152	141	144	148	150	166
うち第2号 被保険者	34	27	28	30	28	28	28	21
第1号被保険者 認定率(%)	15.9	15.9	15.6	15.7	16.0	16.3	16.5	18.1

※第7期実績値は、各年度9月末時点の値を掲載

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

誰もが生きがいを持ち、
はつらつと暮らせるまち

本市ではこれまで、地域の高齢者が、常に心身の健康を保持し、また、その知識と経験を活用して、その希望と能力に応じた仕事に従事したり、社会活動に参加したりする機会が確保できるようにすることを目指し、高齢者施策を推進してきました。

また、本計画の上位計画である第6次都留市長期総合計画では、「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を目指すべき将来像とし、福祉・健康分野における政策の柱として、「一人ひとりがやりがいと生きがいの持てるまちづくり」、「はつらつとして暮らせるまちづくり」を掲げ、地域のすべての人がいつまでも健康で暮らし、生きがいを持つことで、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らせる活力あるまちづくりを目指しています。

本計画の基本理念は、長期総合計画の方針に基づき、高齢者が健康で、生きがいを持ち、地域の中でいきいきと暮らすことのできるまちを目指すものとして、引き続き「**誰もが生きがいを持ち、はつらつと暮らせるまち**」とします。

2 計画の基本目標

本市の現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念の実現を図るため、4つの基本目標を設定し、各種施策・事業に取り組みます。

● 1 いつまでも健やかに暮らせるまち

高齢になっても心身ともに健康な暮らしを続けていくことができるよう、栄養・運動・休養に関わる生活習慣病予防など生涯を通じた健康づくりに継続的に取り組んでいきます。また、介護予防・重度化防止に向けた施策を推進していきます。

● 2 いきいきと活動し、生きがいを持てるまち

高齢者が長年培ってきた知識や技能などを活かした生きがいづくり、社会参加への促進や就労環境の整備などの支援を行い、高齢者が健やかに生きがいを持って活力ある生活ができるまちづくりを進めます。また、外出しやすい道路・公園や利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の充実など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

● 3 地域 みんなでささえあうまち

地域に住むすべての人が、地域の課題を自分事として捉え、支え合うことのできる“我が事、丸ごと”の地域共生社会の実現に向け、医療や介護をはじめとする様々な関係機関の連携や地域に住む方の社会参画を図るとともに、その中心となる地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。また、認知症の方への支援体制の充実や高齢者の権利擁護に向けた施策を推進し、地域における「自助」、「互助」、「共助」による総合的な高齢者支援施策を推進していきます。

● 4 安心して介護が受けられるまち

本市が推進する生涯活躍のまち・つる（都留市版大学連携型C C R C）事業により移住する高齢者を含む、市民一人ひとりが安心して生活できるよう、サービス基盤の整備及びサービスの質の向上に努めます。また、介護保険制度の持続可能性を維持するため、介護サービスの適正利用に向けた取組を推進します。

3 施策の体系

基本理念

誰もが生きがいを持ち、はつらつと暮らせるまち

基本目標1 いつまでも健やかに暮らせるまち

- 1 疾病予防・健康づくりの推進
- 2 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

基本目標2 いきいきと活動し、生きがいを持てるまち

- 1 高齢者の生きがい活動と社会参加の促進
- 2 すべての人にやさしいまちづくりの推進

基本目標3 地域のみんなでささえあうまち

- 1 地域支援ネットワークづくり
- 2 認知症高齢者への支援の強化
- 3 地域包括ケアシステムの推進
- 4 在宅生活・介護支援の充実

基本目標4 安心して介護が受けられるまち

- 1 介護保険事業の推進
- 2 介護保険制度の適正利用に向けた取組

4 計画の推進と評価

(1) 介護保険運営協議会及び庁内関係各課との連携

介護保険事業の円滑かつ適切な実施を図るため、介護保険運営協議会において、市民の意見を十分に反映しながら、サービスの種類ごとの利用状況、計画の進行管理や達成状況等について、評価・検証を実施し、P D C Aサイクルに基づいた運営を行います。

本計画を担当する保健、福祉、医療の関連部署のみならず、生涯学習、都市基盤整備、住宅施策などの部署と連携し、各種施策を効果的に展開するとともに、制度の充実に向けた取組を推進します。

(2) 地域との連携

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力を發揮しながら、安心して生活を続けていくためには、行政だけでなく、地域に住むすべての住民の連携と協働が必要です。そのため、地域の自治会や民生委員・児童委員の他、各種ボランティア団体、サービス提供事業所等との連携を密にするとともに、地域住民の社会参画を促進し、協働の意識を高めていきます。

(3) 近隣自治体及び県との連携

本計画を円滑に運営していくためには、本市のみならず、近隣市町村や県との広域的な連携や対応が必要不可欠となります。そのため、近隣市町村及び県との連携を強化していくとともに、情報の共有を行い、介護保険施設サービスの提供・調整などの充実に努めます。

(4) 各施策の実施による成果・効果の検証

第8期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における各基本目標に基づいて実施する各施策の成果・効果を測るための指標を設定し、毎年度その進捗について検証するとともに最終年度にその評価を行います。

第2編 各論

基本目標1 いつまでも健やかに暮らせるまち

1 疾病予防・健康づくりの推進

健康な心身の維持・増進は、栄養バランスの取れた食事や十分な休息、適度な運動などの規則正しい生活の積み重ねが重要です。

本市では、主に高齢者が地域の中で孤立することなく人とのつながりを保ち、継続的にフレイル予防や健康づくりに取り組むことができる通いの場などの活動を支援していくとともに、健康ポイント手帳をはじめ各種健診や検診、特に75歳実態把握事業を通じて、疾病の早期発見・早期治療、健康に関する不安の解消などを図り、市民の健康意識の向上と健康寿命の延伸を目指します。また、これらの健康づくりにまつわる情報の発信を強化します。

◆施策の成果・効果に関する指標の考え方

要支援・要介護認定を受ける方は、少なからず心身の健康状態に低下があることから、初めて要支援・要介護認定を受けたときの年齢（平均年齢）を指標とし、各疾病予防・健康づくりの推進を通じて、その年齢の延伸を目指します。

指標	現状値（令和元年度）※	目標（令和5年度）
初めて要支援・要介護認定を受けた時の年齢	82.7歳	平均年齢の延伸 （現状値以上）

※現状値は、令和元年度中に新規申請のあった251件の介護保険被保険者における申請日時点での平均年齢

（1）「通いの場」活動の推進

- ・ 地域に住む高齢者が定期的に集まり、趣味や運動などの交流を通じて生活に活力をもたらす「通いの場」が拡大していくよう地域活動を支援します。
- ・ 多様な「通いの場」の把握に努めるとともに、その団体の健康づくりや介護予防に資する活動に必要な支援を実施します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
通いの場の数 （箇所）	22	24	26	40	45	50

(2) 「いーばしょ」の推進**重点**

- ・ 「通いの場」のうち、自主的な健康づくりや介護予防の活動を実施するグループや会について、「いーばしょ」として認定するとともに、その活動の支援を引き続き実施します。
- ・ 市内の知的資源の活用や官民学との連携により「いーばしょ」への活動支援を検討します。

(3) 健康づくりポイント事業の推進（はつらつ健康ポイント手帳）

- ・ 食事や運動による生活習慣改善の取組や、健康診断や「いーばしょ」などの参加履歴を手帳に記録することで健康ポイントを付与し、住民それぞれが楽しく健康づくりを継続できるよう引き続き支援します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
手帳交付者数 (人/年)	798	888	960	1,000	1,050	1,100

(4) 保健と介護予防の一体的実施事業**①特定健康診査の実施（都留市国民健康保険保健事業実施計画）**

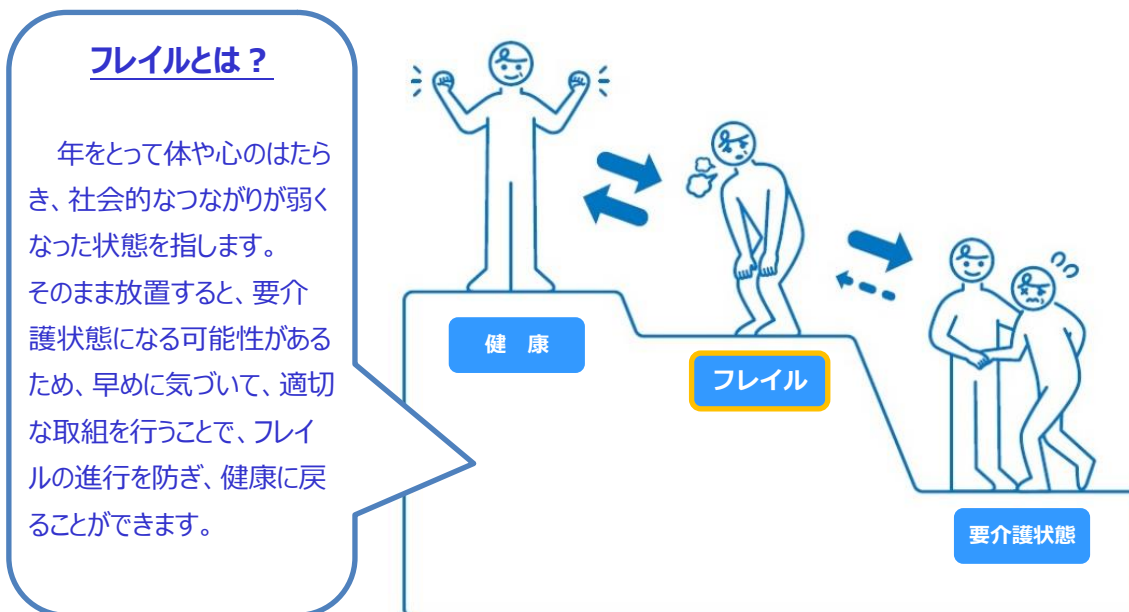
- ・ 生活習慣病予防と医療費の適正化を目的として、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に対して特定健康診査（特定健診）を実施します。また後期高齢者医療保険制度の加入者に対しては、後期高齢者健康診査健診を実施します。
- ・ 特定健診の受診勧奨策として、6月の特定健診の未受診者に対して、年齢や過去の受診状況に応じて、10月の特定健診の勧奨通知の送付や、生活習慣病関連の疾病で定期通院していると思われる方には、かかりつけ医との情報連携による特定保健指導等へ繋がります。

②特定保健指導の実施（都留市国民健康保険保健事業実施計画）

- ・ 特定健康診査の結果が一定の数値を上回る方に対して、健康リスクの程度に応じた生活習慣改善のための保健指導を行います
- ・ 後期高齢者医療保険の被保険者についても、特定保健指導の内容に準じる保健指導を実施します。

③フレイル予防の推進 重点

- ・ 通いの場への訪問や、健康教室、イベント等の機会を通じて、フレイル予防の普及啓発に努めます。
- ・ 実態把握事業、特定健診の結果等からフレイル状態にある高齢者等を把握し、その状況に応じて、保健指導や医療サービス、介護サービス等の支援に繋がります。
- ・ フレイル予防の推進を通じて、各地域の特性に応じた課題が発見された場合は、その課題解決に向けた検討を地域ケア会議に引き継ぎます。



④各種がん検診の実施

- ・ 死因の上位を占めるがんの早期発見、早期治療に繋げるため、20歳以上の市民を対象に、胃がん、肺がん、大腸がん、肝臓がん、前立腺がんの各検診を特定健診に合わせて実施します。
- ・ 子宮がん検診は、県下指定医療機関で常時検診ができる体制を継続します。
- ・ 乳がん検診は、特定健診日のバス検診と都留市立病院での実施を継続します。

⑤感染症予防対策の実施

- ・ 高齢者のインフルエンザ重症化予防のために、65歳以上の方を対象に定期予防接種を実施します。
- ・ 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種を実施し、その費用の一部を助成します。

(5) 75歳実態把握事業の実施

- ・ 認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、また軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進めるための実態調査を令和3年度から実施します。
- ・ この事業は、認知症の疑いのある方を早期に発見し、早期の診断と治療に繋げることで、認知症の重症化予防を図ることを目的として、市内に住む全ての75歳の方を対象に実施します。
- ・ 人生100年時代において、75歳からの人生をどう過ごすか考える機会を作るとともに、その後の人生を豊かに過ごすための健康づくり、介護予防、就労活動等について周知する機会とします。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
75歳の方の生活・健康実態の把握率	-	-	-	100%	100%	100%

(6) 健康情報の発信強化

- ・ 広報つるや市ホームページ、CATV、各種パンフレット等による健康づくり・介護予防事業の周知活動を継続するとともに、情報を効果的に周知できる方法について検討し、発信を強化します。
- ・ ふれあい講座や、健康づくりのイベントやサロン等において、市で実施する事業の周知や講話等を通じた情報提供を行い、健康づくりの啓発、意識向上に努めます。

2 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者が要介護状態にならないように介護予防の取組を積極的に推進していくとともに、要介護状態等の重度化防止に取り組むことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指します。

本市では、これまで取り組んできた各種介護予防事業を継続して推進していくとともに、高齢者のニーズを把握し、参加しやすい形で介護予防に資する講座や教室を開催していくほか、通所型・訪問型のサービスなどを実施し、健康寿命の延伸とともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた場所での生活を続けていくことができるよう状態の維持・改善の支援に努めます。

◆施策の成果・効果に関する指標の考え方

早期からの健康づくりや、要支援・要介護状態になってからの適切なケアが、心身の機能低下の抑制や機能改善に繋がることから、要支援・要介護認定における更新および区分変更申請のうち介護区分に維持・改善があった方の割合を指標とし、各施策の実施を通じてその割合の増加を目指します。

指標	現状値（令和元年度）※	目標（令和5年度）
介護区分の維持・改善があった方の割合	66.4%	維持・改善率の向上 （現状値以上）

※現状値は、令和元年度中に更新・区分変更申請があった1,204件のうち指標に該当する件数（800件）の割合

（1）早期からの健康づくりの推進

①地域健康教室の実施

- ・ 高齢者の運動機会の確保と交流機会の拡充、またそれらが自主的な活動として継続されることを目指し、小規模な健康教室を各地域で集中的に実施します。
- ・ 健康教室は、運動指導士または理学療法士による健康体操や、保健師による脳トレなどを実施し、自主的な活動継続に繋がりやすい内容で実施します。

②健康ジムの利用促進

- ・ 65歳を迎えた方に介護保険被保険者証を送付する際に都留市健康ジムの利用料金が無料となるチケットを同封し、地域の健康づくりに資する施設の利用を促進するとともに、健康づくりへの関心を高めます。

③医療情報の共有

- ・ 高齢者の既往歴の分析を通じて、糖尿病や高血圧など早期からの生活習慣の改善によって健康状態の維持・改善が期待できる高齢者への保健指導、個別訪問等による早期介入を図り、高齢者の介護予防や、重度化防止に繋がります。

④フレイル予防の推進【再掲】 **重点**

- ・ 健康危機管理状況下*等において、高齢者の閉じこもりや生活が不活発な状態が続くことが危惧されるため、健康を維持するために必要な情報を、地域の実情や高齢者の特性に合わせて普及啓発ができるよう情報伝達手段等を検討します。

※健康危機管理状況下とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因によって生命や健康の安全が脅かされる事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療が行われている状況。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

①第一号通所事業

- ・ 事業所に通所する利用者に対して、運動・入浴・リハビリテーション等のサービス、機能訓練等の専門性の高いサービスを提供します。
- ・ 利用者の状況やニーズに合わせて、自立支援に資する効果が高いサービスとなるよう関係する事業所間の連携を強化し、効果的な支援をしていきます。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
利用者数 (人/年)	56	67	69	68	69	71

②第一号訪問事業

- ・ 居宅生活をする利用者に対して、入浴・排泄・食事の介助や、調理・掃除・その他生活において必要な支援を提供します。
- ・ 利用者の状況やニーズに合わせて、自立支援に資する効果が高いサービスとなるよう関係する事業所間の連携を強化し、効果的な支援をしていきます。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
利用者数 (人/年)	36	37	38	38	39	39

③多様なサービスの構築

- ・ ボランティアやNPO法人、民間企業等、様々な支援主体が共通の目標達成に向けた課題等を共有し、地域のニーズに合わせた必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組の構築を支援します。
- ・ 総合事業の対象者や単価の弾力化により、支援が必要な方に必要な支援が提供できる体制を構築します。

④予防ケアマネジメントの質の向上

- ・ 適切な課題分析を通じて、本人の社会参加や、自己管理、介護保険サービス以外の家族や近隣住民、ボランティアによる支援等の活用によって、自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。
- ・ 委託先となる居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

(3) データ活用の促進

- ・ 医療・介護それぞれのデータベースを活用した地域課題の分析を実施し、得られた結果は事業・施策に反映します。
- ・ データ分析にあたっては、大学等の研究機関との連携を進めるとともに、データ分析・活用ができる人材の育成を図ります。
- ・ 一人ひとりの介護予防の効果について、データに基づく検証を実施し、効果的な課題分析の方法や支援の内容は市全体で共有し、介護保険の要支援・要介護者の増加抑制を図ります。

基本目標2 いきいきと活動し、生きがいを持てるまち

1 高齢者の生きがい活動と社会参加の促進

生きがいを持って日々の生活を送ることや地域住民の一員として積極的に社会参加を果たすことは、高齢者の心身の健康を維持していくうえで重要なことです。

本市では、生きがい活動や社会参加活動となるボランティア事業をはじめ地域の様々な活動を通じて、就労につながるよう支援していきます。

また、自主活動となる生涯学習や生涯スポーツなど各分野における機会の提供と「いーばしょ」の推進を図ります。

◆施策の成果・効果に関する指標の考え方

社会参加の割合が高いほど、転倒や認知症、うつなどのリスクが低い傾向があるため、週1回以上の社会参加の機会がある住民の割合を指標とし、各施策を通じて住民の社会参加の促進を目指します。

指標	現状値（令和元年度）※	目標（令和5年度）
週1回以上社会参加の機会がある住民の割合	男性参加率：40.5% 女性参加率：44.4%	参加率の向上 （現状値以上）

※ 現状値は、令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 設問5問1「以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか」における、①ボランティアのグループ、②スポーツ関係のグループやクラブ、③趣味関係のグループ、④学習・教養サークル、⑤いーばしょなど介護予防のための通いの場、⑥老人クラブ、⑦町内会・自治会、⑧収入のある仕事、そのいずれかに週1回以上参加していると回答した方の割合

※ 男女別の現状値（指標に該当する回答件数/有効回答数）は次のとおり
男性：40.5%（151件/373件） 女性：44.4%（204件/459件）

（1）介護支援ボランティア事業

- 介護保険施設での清掃や給食サービスの配達などボランティアとして活動した実績に対してボランティアポイントを付与し、その活動を通じて高齢者の介護予防の推進と社会参加・地域貢献を奨励・支援します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ボランティア登録者数（人）	85	110	130	150	170	190

(2) おでかけ元気促進事業

- ・ 各地区の自治会等が自主的に実施する「ふれあいいきいきサロン」に対し、物品購入費等の助成を実施し、各地域の住民交流の活性化と、ひとり暮らし高齢者等の閉じこもり予防を推進します。

(3) 老人クラブ活動支援

- ・ 年代によるニーズを的確に捉え、前期高齢者も気軽に参加できるような新たな枠組みでの老人クラブ活動について検討し、魅力ある活動の推進と加入の促進を図ります。
- ・ また会員相互の親睦や高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献などを行う団体として老人クラブ活動の活性化を図ります。

(4) 地区敬老会事業

- ・ 各地区で身近な方々との交流が発展するよう、地域で行う敬老会事業に対して開催費用の支援を実施します。

(5) 生涯学習の推進（生涯学習推進計画）

①健康で豊かな生活を送るための環境づくり

- ・ 誰もが生涯にわたって、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、身近な場所で文化・芸術に親しみ、参加することができる機会を充実させます。また、誰もが気軽に楽しく参加できるスポーツ行事や、スポーツを通じた健康づくり事業など、幅広くスポーツの振興を図る事業の展開に努めます。

②はつらつ鶴寿大学の推進

- ・ 高齢者がいきいきと学び、仲間の輪を広げながら、健康ではつらつとした鶴寿を目指すため、多くの高齢者に生涯学習の機会を提供し、ニーズに合う講座内容を充実させます。

(6) 高齢者の就労支援の推進

- ・ 東部広域シルバー人材センターの認知度を高め、会員数の増加を図るとともに、高齢者にとって魅力のある仕事の確保・開拓、多様な会員活動の環境整備を検討します。
- ・ 都留市社会福祉協議会と連携し、介護支援ボランティアの活動の場の拡大を図るとともに、ボランティア需要とのマッチング強化により、高齢者の活躍の場の拡充や社会参加を推進します。

(7) 「いーばしょ」の推進【再掲】

重点

- ・ 「通いの場」のうち、自主的な健康づくりや介護予防の活動を実施するグループや会について、「いーばしょ」として認定するとともに、その活動の支援を引き続き実施します。
- ・ 市内の知的資源の活用や官民学との連携により「いーばしょ」への活動支援を検討します。

2 すべての人にやさしいまちづくりの推進

本市では、すべての市民が住みやすいと感じるまちづくりを目指すために、様々な視点を取り入れた利便性の高い設備や施設の整備を行っています。同時に、高齢者の暮らしの場の整備や手すりや段差解消等の住宅改修も実施していきます。さらに、本市が推進する生涯活躍のまち・つる（都留市版大学連携型C C R C）事業との連携により、高齢者の住まいの選択肢を創出します。

また、住みやすいまちづくりの一環として、セーフコミュニティを推進し、高齢者を含む全市民が安全、安心な生活を送れるように努めていきます。

◆施策の成果・効果に関する指標の考え方

安全な生活を送るために必要な施設や設備などの整備と、安心な生活を送るために必要な制度整備や情報の周知が進むことは、そこに住む方の幸福感に繋がることから、その主観的幸福感を指標として、すべての市民にとって住みやすいまちづくりを目指します。

指標	現状値（令和元年度）※	目標（令和5年度）
自分が幸福であると感じる住民の割合	7.33点	平均点数の上昇 （現状値以上）

※現状値は、令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 設問7問2「あなたは、現在どの程度幸せだと感じていますか」における有効回答832件の平均点（0点「とても不幸」から10点「とても幸せ」の10段階評価）

（1）高齢者にやさしいまちづくりの推進（地域共生社会の実現）

- ・ 誰もが安全に安心してまちの中を移動し、様々な施設を利用できる環境となるよう、ハードとソフトを一体的に整えるまちづくりを推進します。
- ・ 建築物や道路、公園などの公共施設について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリー化を進めます。
- ・ 地域共生社会の実現に向けて、障がい者が高齢になっても、障がい福祉サービスと同じ事業所でサービスの提供が受けられるよう、共生型サービス※の整備を推進します。

※共生型サービスとは

障がい福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、介護保険でのサービス利用が優先されるため、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しい問題がありました。この問題を解消するため、平成30年4月から「共生型サービス」が創設されました。

（2）多様な暮らしの場の整備

- ・ 本市が推進する生涯活躍のまち・つる（都留市版大学連携型C C R C）事業との連携により、令和元年に整備されたゆいま〜る都留（2棟・80戸）に引き続き、サービス付き高齢者向け住宅等を活用した多様な住まいの選択肢を創出します。
- ・ 高齢者それぞれが住み慣れた場所や、自身の選択に基づいて生活する場所で、長くその生活を続けることができるよう必要な支援を検討します。

(3) 防犯・交通安全対策の推進

- ・ 警察や自治会、老人クラブなどと連携して、高齢者のための安全講習会を開催し、交通安全教育の充実を図るとともに歩道や、信号機、カーブミラーなど、高齢者が利用しやすい交通安全設備の整備に努めます。
- ・ 高齢者をはじめとする消費者被害の未然防止、消費者被害の回復のための相談体制の強化を図るとともに、引き続き消費生活相談を実施します。
- ・ 犯罪被害防止のため、広報つる、CATV、防災無線などを通じた啓発を強化するとともに、相談・見守り活動を通じて犯罪の未然防止に努めます。

(4) 災害対策の推進（都留市地域防災計画）

①避難行動要支援者対策の推進

- ・ 都留市災害時要援護者支援マニュアルに基づいて、災害発生時の要援護者に対する避難支援体制について、介護事業者等との連携を進め支援体制の整備を推進します。

②福祉避難所の充実

- ・ 福祉避難所施設の拡充に取り組んでいくとともに、訓練や検討会等を実施するなど、災害時の実効性を高める取組の実施を検討します。また、多様化する自然災害に備えるため、今後の備蓄物資・器材の選定や確保の方法等を検討します。

(5) 感染症対策の推進

- ・ 高齢者等が、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症等に対して、正しい知識を持って感染予防対策を実践できるように様々な媒体を通じた周知を徹底するとともに、発生時には、関係機関との連携・協力のもとに感染症まん延の予防に努めます。

(6) 都留市セーフコミュニティの推進

- ・ 「事故やけがは偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防できる」という理念の下、予防に重点を置き、科学的な分析と地域住民、関係機関、行政など分野を超えた連携・協働による地域活動や事業の実施によって、安全で安心なまちづくりに向けた活動を推進します。
- ・ 都留市では、安全で安心なまちづくりに向けて重点的に取り組む課題として、「防災・減災」、「交通安全」、「防犯対策」、「高齢者の安全」、「親と子の安全」、「心の健康」の6つのテーマを設定し、テーマごとの対策委員会で課題解決に向けた具体的な取組を進めます。

基本目標3 地域のみんでささえあうまち

1 地域支援ネットワークづくり

地域に住むすべての人々が、地域の課題を自分事として考え、解決のための取組に参画する地域共生社会の実現にむけて、地域のつながりを強めていくことが重要です。

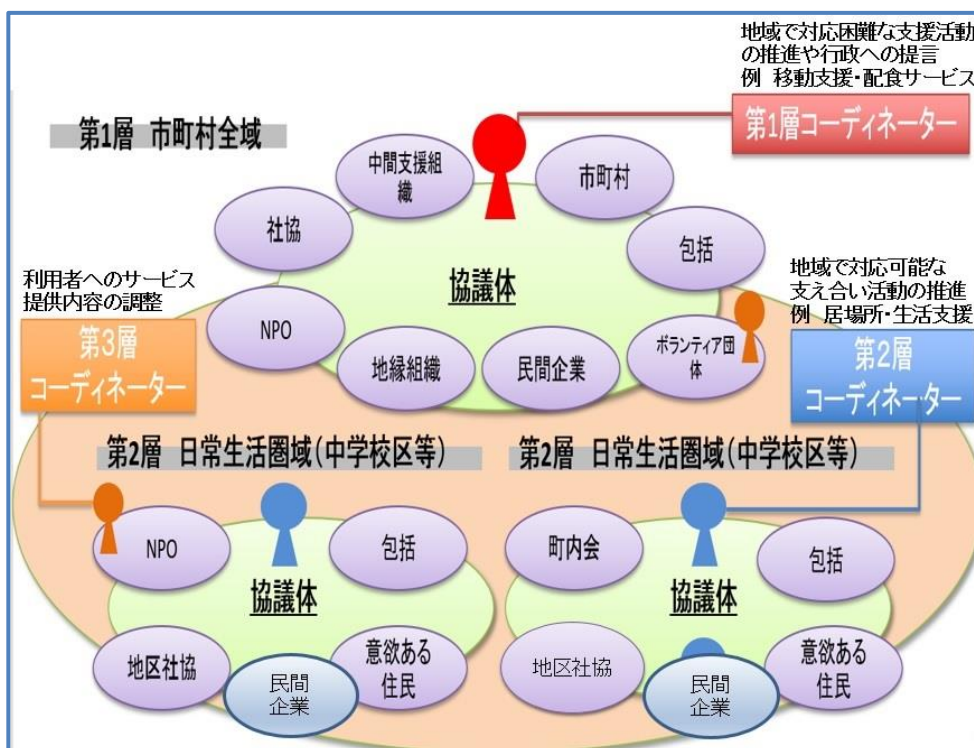
本市では、生活支援体制整備事業による第2層協議体の整備を図るとともに、医療・福祉・介護等の関係機関と連携を推進し、地域全体で高齢者の生活を支える体制を構築します。

また、福祉について学び、体験できる機会を充実させることで、地域における福祉への関心を高めていきます。

(1) 生活支援体制整備事業

- ・ 高齢者の在宅生活を支えるため、地域資源の開発や、地域課題・ニーズの把握、支援ネットワークの構築に向けて、生活支援コーディネーターの活動の充実に努めます。
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下や傷病等によって、買い物や「いーばしょ」に行きたくても行けないなど、身近な課題解決に向けた取組として、買い物支援や移動支援等の構築を検討します。

指標	第7期 実績値	第8期 計画値
第2層協議体の整備（箇所）	第1層協議体⇒設置完了 第2層協議体⇒1箇所設置	第2層協議体⇒計7箇所設置※ ※市内7地区に各1箇所設置



(2) 多職種連携会議

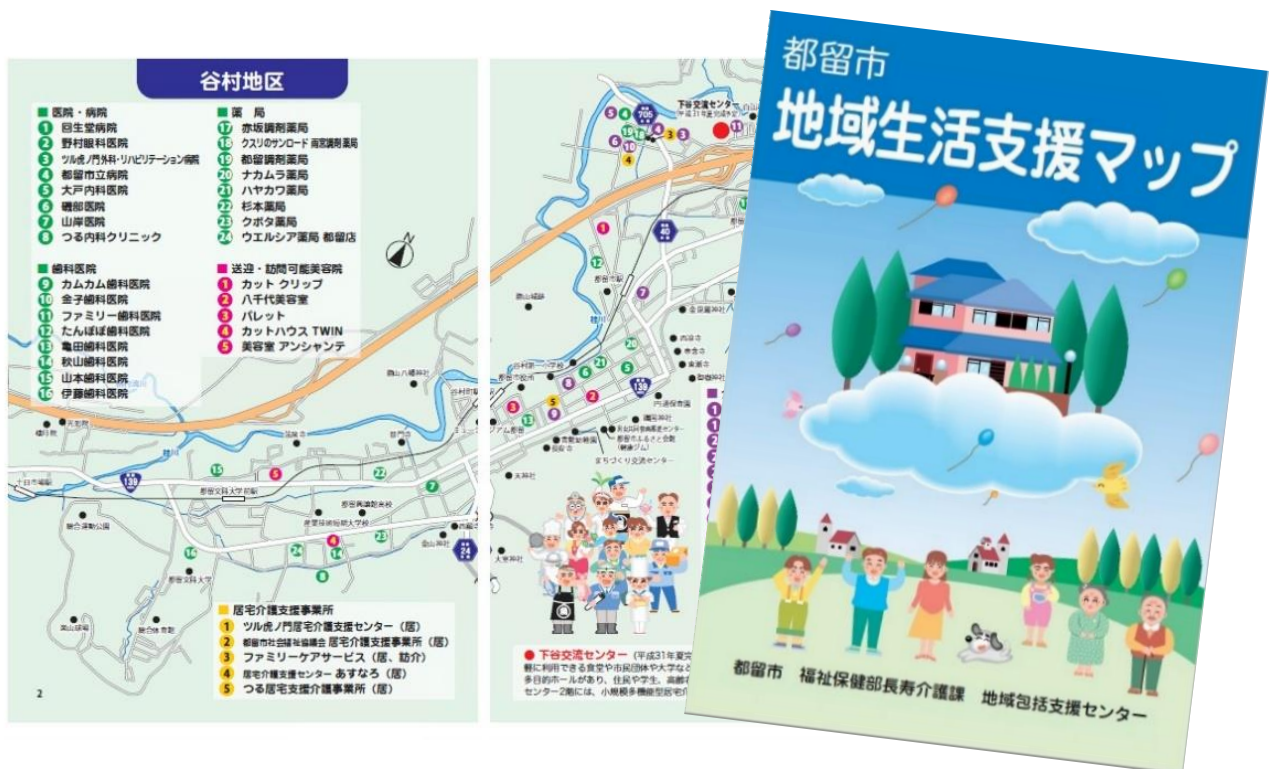
- ・ 医療や介護が必要な高齢者等が住み慣れた地域で継続して生活するため、医療・介護・福祉・保健の各分野の専門職が連携して、必要な支援が円滑に提供できる体制の構築を目指します。個別の困難事例について、各分野の専門職からの意見を求め、早期の課題解決や新たな課題発見となる機会となるよう努めます。

(3) 在宅介護・医療連携事業

- ・ 医療と介護の両方を必要とする高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、「都留市在宅医療・介護連携支援センター」を中心に医療・福祉・介護等の関係機関の連携を推進し、地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を目指します。
- ・ 医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへと切れ目なく必要なサービスが提供できる体制の構築を目指します。

(4) 地域生活支援マップ

- ・ 地域にある医療や介護などのサービス内容をまとめた「都留市地域生活支援マップ」について、定期的に情報の更新を行うとともに、新たな情報やインフォーマルサービス等、高齢者の生活を支援する内容の充実を図ります。



(5) 社会福祉協議会との連携

- ・ 地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体である社会福祉協議会との連携をこれまで以上に推進し、地域における福祉関係者や関係機関との連携強化および、地域の連帯と支援の輪の拡大による福祉事業の活性化を図ります。

(6) 福祉教育の充実

- ・ 市の教育部門と保健福祉部門、社会福祉協議会等が連携し、課外活動や「総合的な学習の時間」等を活用して、福祉への理解を深める学習機会の充実を図り、思いやりのある福祉の心を育成していきます。
- ・ 多様な主体に対する学習講座や交流機会の拡大を図り、地域の実態や参加者のニーズに応じた多様な福祉教育の機会確保を図ります。

2 認知症高齢者への支援の強化

平成 28 年 3 月時点での本市の第 1 号被保険者に占める認知症症状のある方の割合は 9.3% (817 人) でしたが、令和 2 年 3 月末時点では 10.4% (918 人) となりました。これは認知症高齢者の増加と状態の悪化が進んだ結果であり、今後もこの傾向が続くことを見込んでいます。

アンケート調査結果では、“今後、認知症に関連して推進することが重要だと考える点”は、「医療・介護・地域が連携した早期発見、早期治療の仕組みづくり」が 45.2%と最も多く、「認知症予防への取組」(44.2%) が続いており、市民の認知症対策への関心は高くなっています。一方で、認知症相談窓口の認知率は 34.1%と低い水準でありました。

本市では、認知症になったとしても住み慣れた場所での生活を継続できるよう、認知症高齢者とその介護者を支援するための施策の充実を図るとともに、認知症予防事業や認知症についての啓発活動および、認知症相談窓口の周知を進めていきます。

◆施策の成果・効果に関する指標の考え方

住民それぞれが認知症に関する相談窓口を知っていることが、認知症の早期発見・早期支援や重度化予防の推進に繋がることから、認知症に関する相談窓口を知っている住民の割合を指標とし、普及・啓発事業など通じて相談窓口の認知率の向上を目指します。

指標	現状値 (令和元年度) ※	目標 (令和 5 年度)
認知症に関する相談窓口を知っている 住民の割合	34.1%	認知率の上昇 (現状値以上)

※令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 設問 8 問 2 「認知症に関する相談窓口を知っていますか」における有効回答 832 件のうち、「はい」と回答のあった件数 (284 件) の割合

(1) 認知症の普及啓発

- ・ 認知症サポーター養成講座やふれあい講座等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症に関する多様なニーズに応じた情報提供が円滑にできる仕組みづくりの構築を図ります。
- ・ 認知症に関する市の施策や、認知症に関する医療・介護サービス等の情報を、市ホームページやパンフレット、CATV等、様々な媒体を活用して周知します。

(2) もの忘れ相談事業

- ・ もの忘れの症状が心配な方やその家族に対し、認知症の専門医と、地域包括支援センター職員が認知症に関する助言や介護サービスの情報提供などを行う相談事業を引き続き実施します。
- ・ 広報つる、市ホームページ、CATVによる周知に加え、効果的な情報媒体の研究とその実施を検討します。

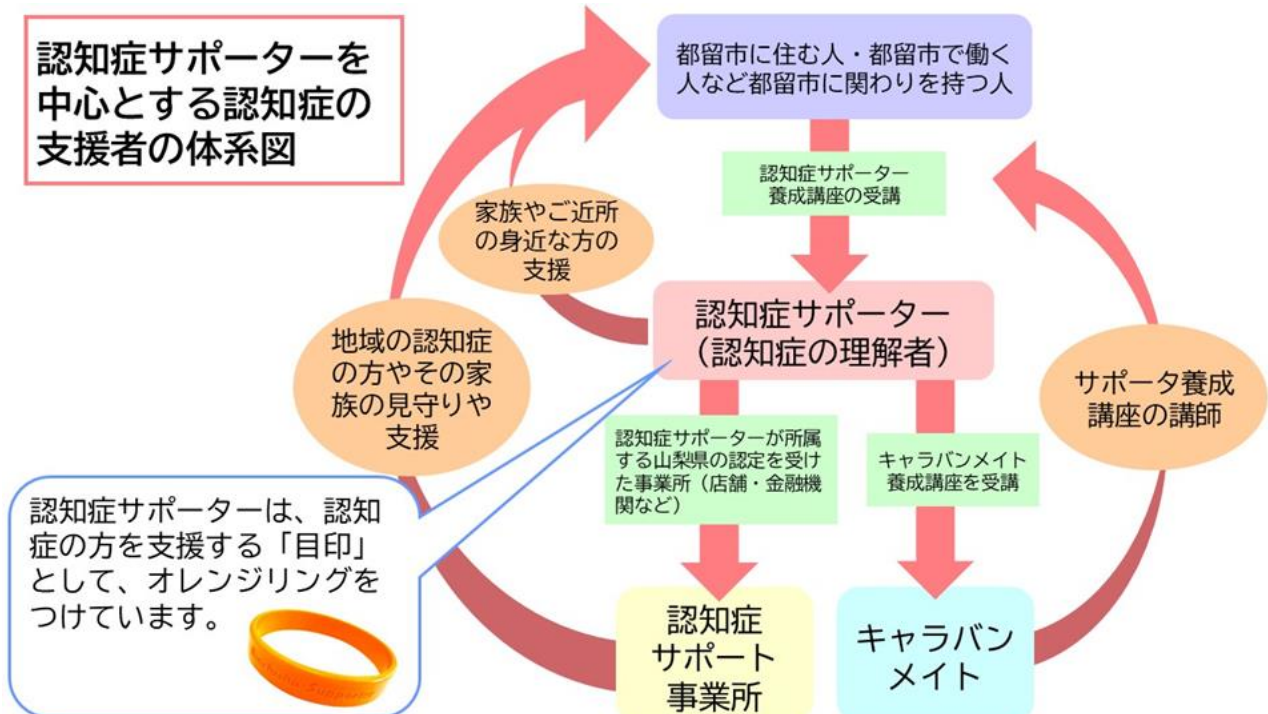
(3) 認知症サポーター養成事業の充実

重点

①認知症サポーターの養成推進

- ・ 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターの養成を強化します。
- ・ 若年世代には認知症の啓発、介護者予備群の世代には認知症患者に対する実践的な支援方法など、各世代のニーズに応じた内容での実施を検討します。
- ・ 特に福祉教育の一環として、教育機関における認知症サポーター養成講座の開催充実を図ります。
- ・ 既に受講された方に対しても、最新の情報提供や知識・理解を深めてもらうためフォローアップを実施します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知症サポーター数 (延べ人数)	4,468	4,793	4,900	5,100	5,300	5,500



②認知症サポート事業所の拡大

- ・ 認知症の症状が現れても本人とその家族が安心して住み慣れた場所での生活を続けていくことができるよう、認知症の方とご家族への見守りや支援を行う事業所として登録される「認知症サポート事業所」の増加を図ります。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
登録事業所数 (箇所)	6	31	42	50	60	70

③認知症キャラバンメイトの推進

- ・ 認知症サポーター養成講座の講師を担う「認知症キャラバンメイト」の活動の場を広げるための後方支援を強化するとともに、キャラバンメイトの増加を目指します。

④サポーター連携体制の構築

- ・ 認知症サポーターと、認知症サポート事業所、認知症キャラバンメイトが一体となって、各地域の認知症の方やその家族の見守りや手助けを行う連帯が生まれるよう、認知症サポーターの拡大に加え、サポーター同士の交流の進展を図ります。
- ・ 地域包括支援センター等にコーディネーターを配置し、サポーター連携体制の構築を推進するとともに、地域に構築された連携体制の後方支援を実施します。

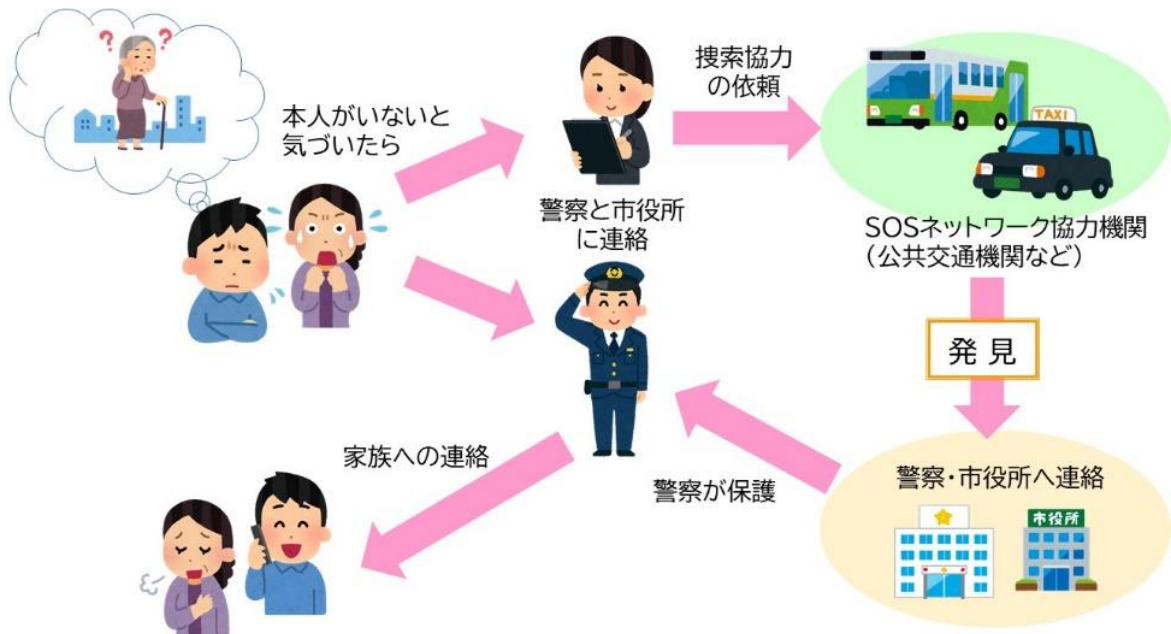
(4) 認知症カフェの推進

- ・ 認知症患者や若年性認知症患者、またその家族のニーズ把握を進めるとともに、それらの方が集える場や活動できる場として、認知症カフェの開催継続と、活動内容の充実に繋がるように情報提供、活動支援等を推進します。

(5) 認知症高齢者安全対策

①「高齢者等 SOS ネットワーク」事業の推進

- ・ 認知症が原因で高齢者等の行方が分からなくなった場合、警察や公共交通機関、地域の方々に作る「高齢者等 SOS ネットワーク」が連携して情報提供、捜索を行い早期発見に繋がります。
- ・ 関係機関との一層の連携強化によって、行方が分からなくなった方の早期発見に繋がる体制の整備を推進します。



②GPSの利用支援の推進

- ・ 「高齢者等 SOS ネットワーク」に利用登録されている高齢者等の行方が分からなくなった場合に備え、ひとり歩きの認知症高齢者等の居場所を検索するための機器 (GPS 端末) の利用支援を継続します。
- ・ 本人やその家族にとって、利便性の高い事業とする検討を継続するとともに、事業の認知度の向上を図るため周知を強化します。



GPSは、本人がよく身に着けるバックや上着に入れて利用いただきます。また、GPSを取り付ける専用の靴もあります。大きさは、縦 4.5 cm×横 3.8 cm×厚 1.2 cmとなっています。(令和 2 年 12 月現在)

③「見守りシール」の普及

- ・ 高齢者等の行方が分からなくなった場合の早期発見に繋げるために、「高齢者等SOSネットワーク」利用登録者の持ち物（靴やカバン、杖、シルバーカー等）に貼りつける「見守りシール」の無料配布を継続します。



写真のように本人の持ち物に貼って利用いただけます。



④認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の普及

- ・ 認知症症状のある高齢者等が他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりし、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えた個人賠償責任保険の加入を継続します。また、「高齢者等SOSネットワーク」の利用登録が前提となるため、関係事業とともに周知を強化します。

(6) 認知症初期集中支援の推進

- ・ 認知症初期集中支援チームが中心となり、医療と介護それぞれに繋がりを持たない認知症が疑われる方や、認知症症状のある方、またその家族に対して、相談、個別訪問を通じて、包括的・集中的な支援を実施して自立した生活の継続をサポートします。
- ・ 支援を必要とする方の増加や多様な課題に対応するため、チームの質の向上や、チーム員の確保に努めます。

3 地域包括ケアシステムの推進

アンケート調査結果によると、“今後、介護が必要になった場合、希望する暮らし方”は、「自宅で暮らしたい」が60.5%と最も多くなっています。高齢者が可能な限り住み慣れた自宅での生活を継続していくためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要になります。

地域包括ケアシステムの構築の中核となる地域包括支援センターでは、総合相談事業をはじめ包括的・継続的ケアマネジメント事業などから個別地域ケア会議を実施し、地域課題の情報共有を図りながら、課題解決に向けた地域ケア会議につなげることで、地域包括ケアシステムの着実な推進を目指します。

◆施策の成果・効果に関する指標の考え方

複数の事例から都留市の地域課題を明らかにし、これを解決するために必要な関係機関での情報共有や市の施策形成に繋げるため、その仕組みの中心となる地域ケア会議等の開催数を指標とし、地域課題の早期解決や地域の連携体制の強化を目指します。

指標	現状値（令和元年度）※	目標（令和5年度）
地域ケア会議等の開催回数	10回	20回

※現状値は、令和元年度における地域ケア会議・自立支援型地域個別ケア会議・個別ケア会議の開催数

（1）総合相談窓口の充実

- ・ 在宅で生活する高齢者等の様々な相談への対応や課題解決を図るため、夜間・休日の相談対応など、誰もが相談しやすい環境・体制の整備を進めるとともに、相談窓口としての地域包括支援センターの機能充実に努めます。
- ・ 各地域で生活する高齢者の生活環境や心身の状態・実態を個別訪問、民生委員・児童委員や関係機関との情報連携、総合相談等を通じて把握し、高齢者の状況に応じた適切な支援に繋がります。

（2）居宅介護支援事業所連絡会

- ・ 地域の介護支援専門員に対して、研修を通じた資質向上と、地域資源の情報共有、事業所間連携の推進等を図り、自立支援に資するケアマネジメントの実践を引き続き推進します。

(3) 介護サービス事業所連絡会

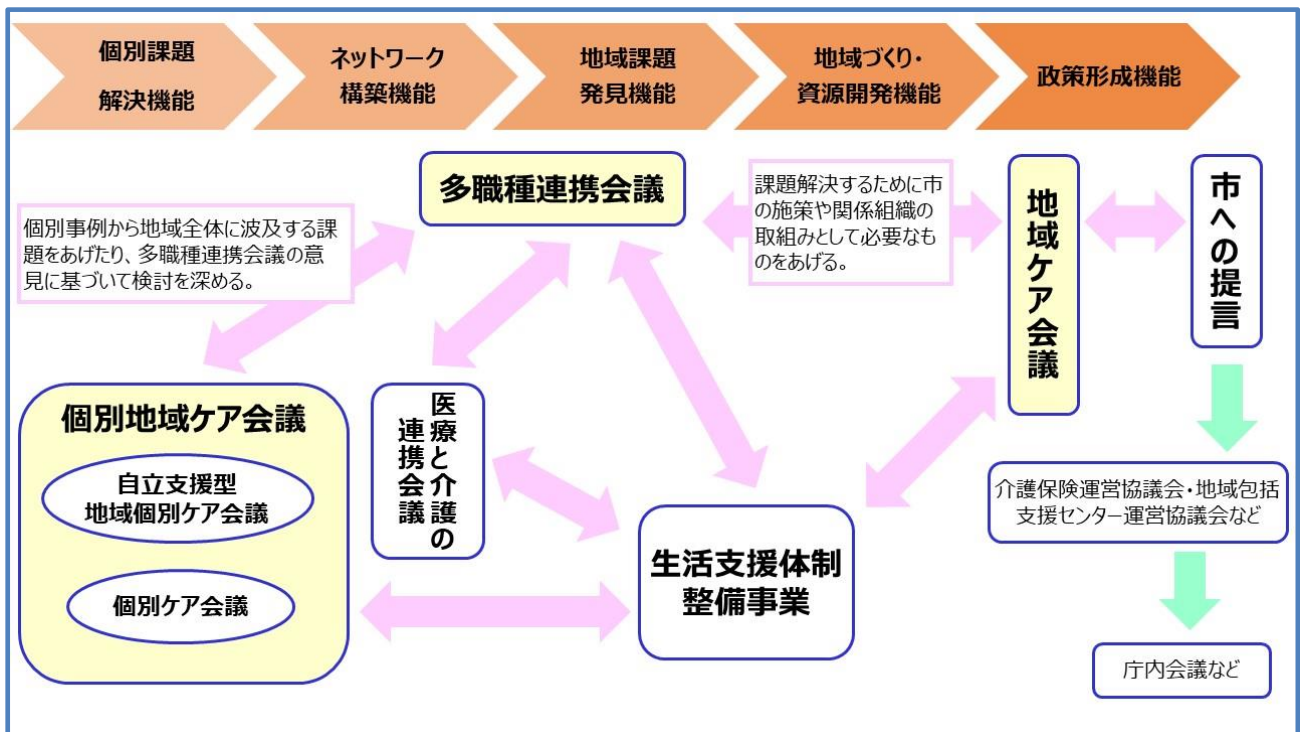
- ・ 介護支援専門員と地域の介護サービス事業所に対して、研修を通じた連携強化の推進と、市の施策や地域資源に関する情報共有を図り、総合的な利用者支援の向上を引き続き目指します。

(4) 個別地域ケア会議（自立支援型地域個別ケア会議・個別ケア会議）

- ・ 支援困難ケースや介護予防の検討が必要となるケースについて、個々のケースに応じて、医療、福祉、保健等の各分野の専門職が参加し、多様な視点から課題解決に向けた検討を進めます。
- ・ 多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士）の参加により、関係者のマネジメント力の向上や連携ネットワークの構築と充実を図るとともに、抽出した地域課題を地域ケア会議に引き継ぎます。

(5) 地域ケア会議

- ・ 個別地域ケア会議等で抽出された地域課題について、医療、保健、福祉、法律、地域等の各分野の専門職が課題解決に向けた議論を深め、関係機関での課題に関する情報共有や市への施策提言等を行います。



地域ケア会議等の体系図

(6) 介護離職防止に向けた取組の推進

①夜間・休日相談対応

- ・ 介護を必要とする方の家族に対する相談体制の強化のため、夜間休日 24 時間体制での電話相談受付を引き続き実施し、相談内容の早期解決に向けた関係機関との連携強化を努めます。

②介護者交流会

- ・ 家族介護者等の介護負担軽減のために、引き続き交流会や心理相談を実施しながら、介護されている方のストレスケアの充実と、ネットワークづくりを推進します。
- ・ 介護者交流会等を通じて、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズの把握に努め、地域ケア会議等を通じてそれらの解決を図ります。

4 在宅生活・介護支援の充実

要介護認定を受けていない一般高齢者に実施したアンケート調査では、“普段の生活における介護・介助の必要性”について、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」と回答があったのが、合わせて約 13%となっており、要介護認定を受けていなくても、日常的に支援を必要とする人が一定数いることがうかがえます。このため、要介護認定を受けていない高齢者に対する福祉サービス等の実施や、家族介護者の負担軽減のための事業を実施します。

◆施策の成果・効果に関する指標の考え方

アンケート調査の結果から 60%以上の方が、介護が必要になっても自宅での生活を希望されていることから、自宅や親族の家での生活（居宅生活）が継続できている要介護認定者の割合を指標とし、居宅生活の継続に必要な支援の充実を通じて、居宅生活が継続できる方の増加を目指します。

指標	現状値（令和元年度）※	目標（令和5年度）
居宅生活を継続している要介護認定者の割合	74.9%	居宅生活維持率の向上 (現状値以上)

※現状値は、平成 31 年 3 月の居宅サービス受給者（873 名）のうち、令和 2 年 3 月も居宅サービスを受給している方（654 名）の割合

(1) ふれあいペンダント

- ・ 在宅のひとり暮らし高齢者の急病または事故等の緊急時に、迅速な救助等ができる緊急通報システムの提供を引き続き実施します。緊急通報システムは、利用者が常に身につけておくことができるペンダント型で、ボタンひとつで自動的に市が委託している相談センターにつながる携帯用無線発信機となっています。設置費無料ですが、発信機器使用時の電話料、電気料は自己負担となります。

ペンダントは、日中は首に掛けたり、夜間は枕元に置くなど、身近に置いて緊急時に直ぐに押せるよう利用していただきます。

ふれあいペンダント本体は、ご自宅の固定電話につないで使用します。相談ボタン・緊急ボタンを押すと相談センターに電話が繋がり、内容に応じて相談センターから緊急連絡先に連絡を取ります。



相談センター

緊急連絡先（家族・消防など）

(2) 給食サービス

- ・ 心身の機能低下や疾病等により日常生活継続に支障があるひとり暮らし高齢者等に対して、栄養改善と安否確認を目的とする配食サービスを引き続き実施します。

(3) 高齢者福祉事業の推進

①紙おむつ支給事業

- ・ 所得が一定基準以下の世帯に属する寝たきり高齢者等に対して、紙おむつを支給し、介護している家族等の経済的な負担軽減を引き続き図ります。

②介護予防生活支援事業

- ・ 要支援・要介護認定において自立と認定されたものの、在宅での生活継続に支障が認められる高齢者等に対する、生活援助サービス（ヘルパーによる調理、洗濯、掃除等）や通所サービス（デイサービスでの食事・入浴等のサービスや、リハビリテーションの実施）による支援を引き続き実施します。

③布団丸洗い事業

- ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯のうち、心身機能の低下や疾病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な方に対して、年に数回、布団や毛布等の丸洗い・乾燥消毒によって衛生環境・清潔維持の支援を引き続き実施します。

④養護老人ホームへの入所措置

- ・ 経済状況や家庭環境等の理由によって、在宅での生活継続が困難な高齢者に対して、心身の健康と安心した生活が送れるよう、養護老人ホームへの入所措置を行います。

(4) 高齢者権利擁護の推進

①成年後見制度の普及啓発

- ・ 成年後見制度利用ガイドブックや、市ホームページ、広報つる等の媒体を通じて、制度の周知と利用案内を行い、利用促進を図ります。

指標	指標の定義	現状値（令和元年度）	目標
成年後見制度の認知率（％）	日常生活圏域ニーズ調査の設問8問3について、「知らない」、「無回答」を除いた回答の割合	62.4%	認知率の向上（現状値以上）

②中核機関の設置・運営

- ・ 権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域の連携ネットワークを段階的・計画的に強化するための中核機関を設置します。
- ・ 中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの役割を担う機関として位置づけます。

③権利擁護の推進

- ・ 社会福祉協議会と連携し、認知症、精神障害等により生活に不安がある方や各サービス利用手続きが難しい方を対象に、本人との契約に基づく福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類管理等を実施する権利擁護制度の周知と利用促進に努めます。

④ エンディングノートの普及

- ・ 高齢化社会や核家族化の進展、家族関係の希薄化が叫ばれている中で、「エンディングノート」の配布によって、終末期に向けた自分の生活について、考えたり話し合うことができるよう啓発を進めます。
- ・ 人生の最終段階での「治療やケアの希望」、「代理者の希望」、「最期を迎える場所の希望」などについて、本人が元気なうちから考え、自分の希望の意思表示ができるよう支援します。

指標	第7期 実績値			第8期 計画値		
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
配布部数(冊)	-	111	100	400	600	700

エンディングノートは、これまでの人生を振り返り、これからの人生をどう生きていきたいかの思いを残すノートです。

ノートには例えばこんなことを書き残します。

- 自分自身のプロフィール
- 自分の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ



⑤高齢者虐待防止の充実

- ・ 高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生委員・児童委員や医療・介護・福祉等の各事業者との連携強化によって、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、保護した方を適切に養護するため緊急一時保護施設との連携体制の強化を図ります。

基本目標4 安心して介護が受けられるまち

1 介護保険事業の推進

高齢化社会の進展によって、後期高齢者人口と要介護者の更なる増加が見込まれる中、サービス需要に応じた体制の確保が必要です。生産年齢人口の減少も進む中、住み慣れた場所で安心して生活を続けていくための介護・福祉サービスの確保を図るため、サービス基盤の計画的な整備とともに、サービスの内容や手法の改善を図り、担い手の確保に努めます。

(1) 介護保険サービスの整備

①地域密着型サービスの整備

- ・ 今後、継続的な高齢者数の増加が見込まれていることに加え、認知症高齢者が増加している実態から、家庭的な環境で支援を行う認知症高齢者グループホームは、地域における認知症ケアの推進に向けた重要なサービスと位置付け整備を推進します。
- ・ 整備に際しては公募を実施し、より質の高いサービスと、低所得者が入居できる事業所が増えるよう、できるだけ家賃負担等が少ない事業所の整備誘導を図ります。

種別	第8期期間中の新規整備量
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1箇所

②地域密着型通所介護事業所の指定について

- ・ 地域密着型通所介護（定員18人以下の小規模デイサービス）の指定拒否等によるサービスの供給量の調整を行い、中重度高齢者の在宅生活を支える上で大きな役割が期待される小規模多機能型居宅介護の利用促進を図ります。

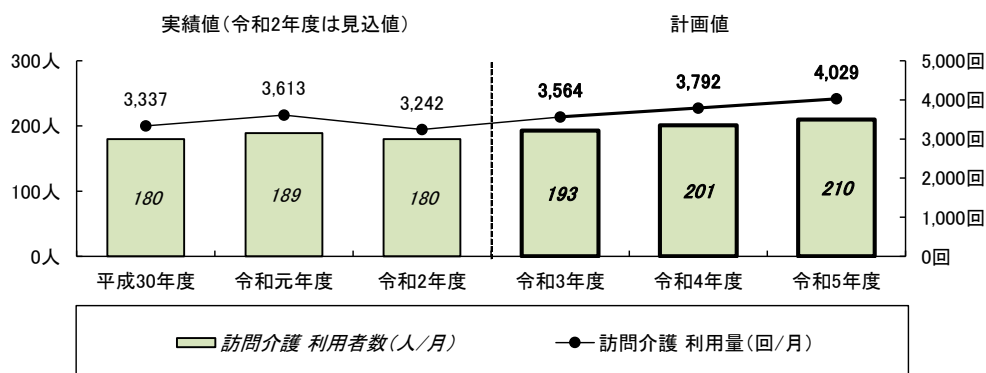
(2) 介護保険サービスの利用実績と見込量

1 居宅サービス

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。

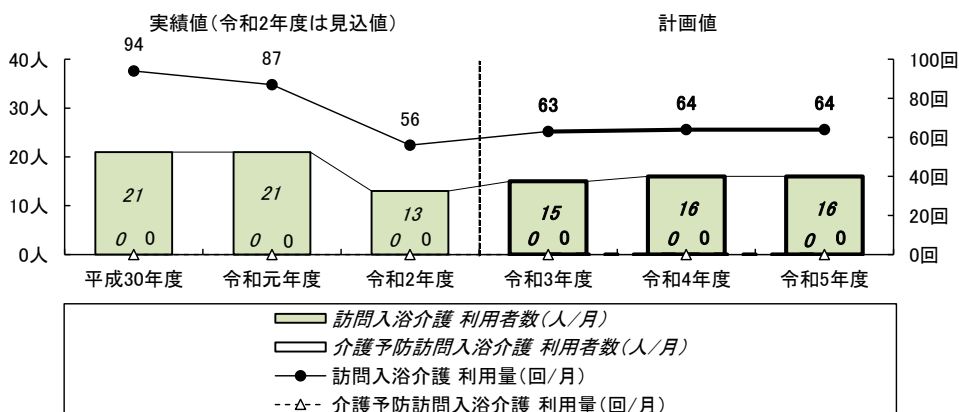
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用量（回/月）	3,337	3,613	3,242	3,564	3,792	4,029
	利用者数（人/月）	180	189	180	193	201	210



②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

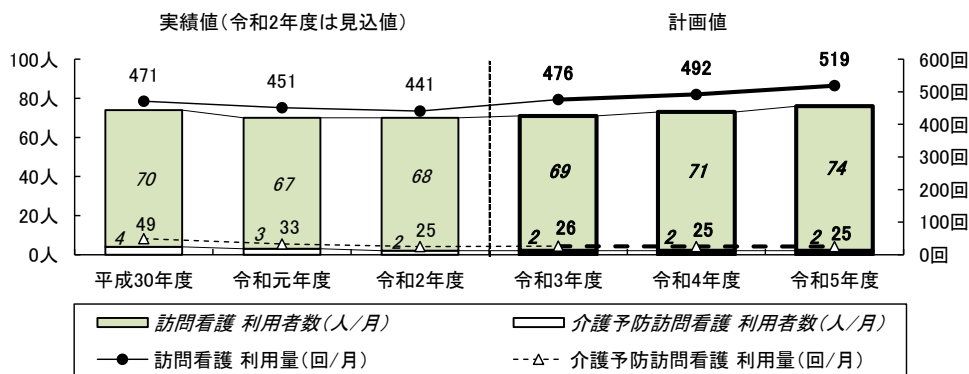
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	利用量（回/月）	94	87	56	63	64	64
	利用者数（人/月）	21	21	13	15	16	16
介護予防訪問入浴介護	利用量（回/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
合計	利用量（回/月）	94	87	56	63	64	64
	利用者数（人/月）	21	21	13	15	16	16



③訪問看護、介護予防訪問看護

通院困難な高齢者の家庭に、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、主治医と連絡・調整を行いながら療養上の看護を行います。

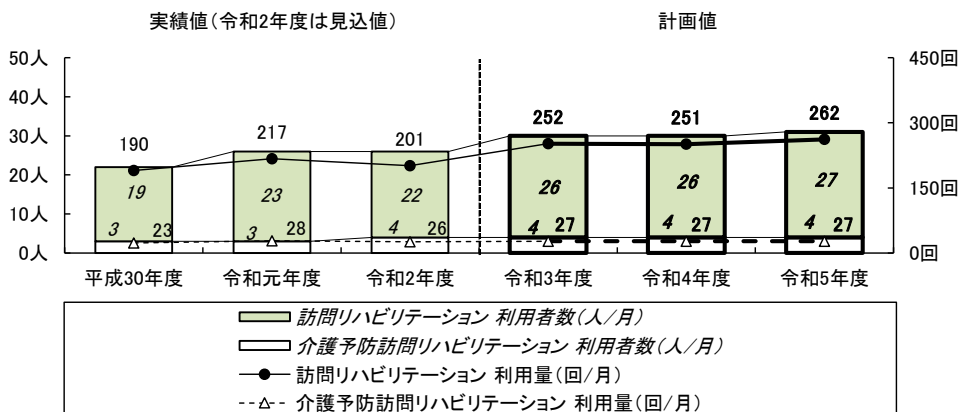
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	利用量(回/月)	471	451	441	476	492	519
	利用者数(人/月)	70	67	68	69	71	74
介護予防訪問看護	利用量(回/月)	49	33	25	26	25	25
	利用者数(人/月)	4	3	2	2	2	2
合計	利用量(回/月)	520	484	466	502	517	544
	利用者数(人/月)	74	70	70	71	73	76



④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

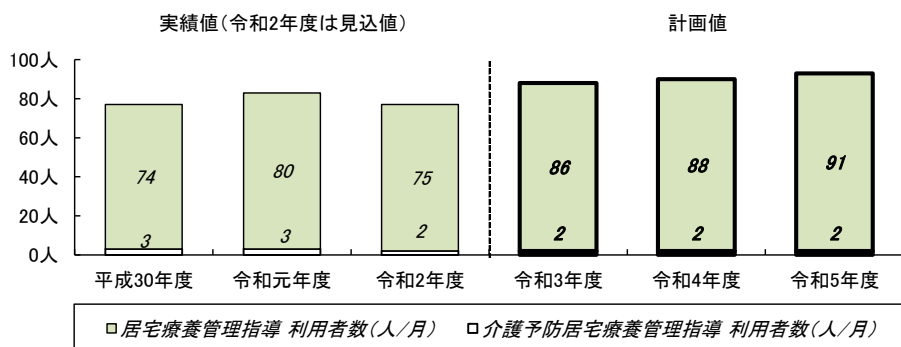
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	利用量(回/月)	190	217	201	252	251	262
	利用者数(人/月)	19	23	22	26	26	27
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/月)	23	28	26	27	27	27
	利用者数(人/月)	3	3	4	4	4	4
合計	利用量(回/月)	213	245	227	279	278	289
	利用者数(人/月)	22	26	26	30	30	31



⑤居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

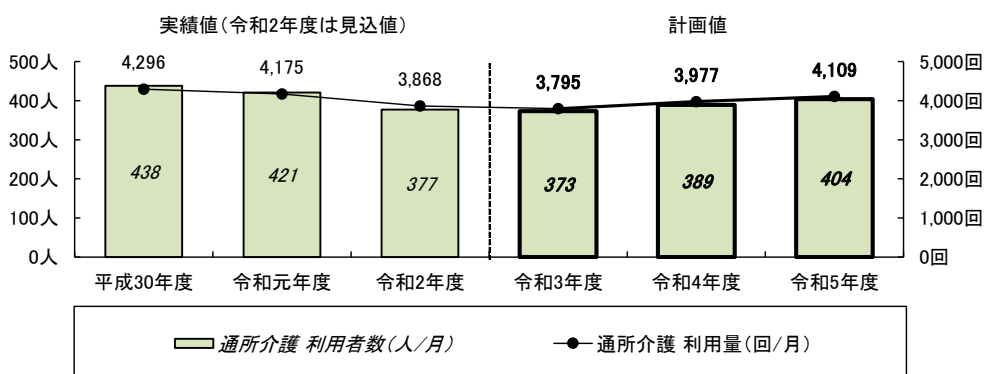
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	74	80	75	86	88	91
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/月)	3	3	2	2	2	2
合計	利用者数(人/月)	77	83	77	88	90	93



⑥通所介護(デイサービス)

介護施設等で入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行います。

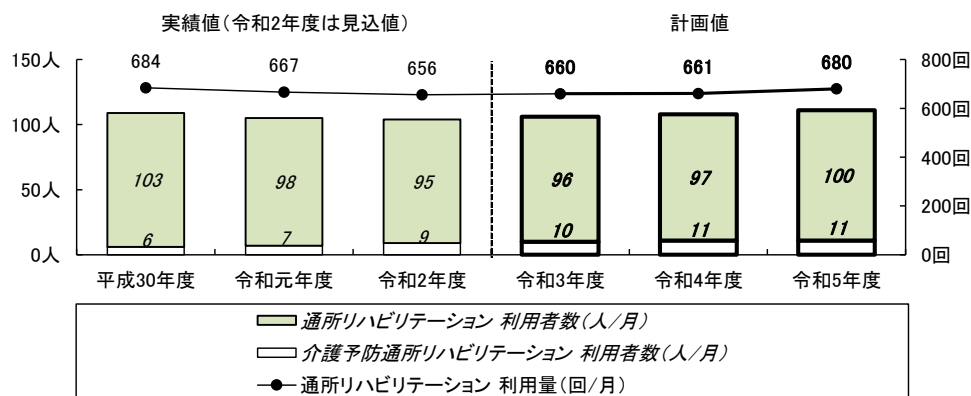
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	利用量(回/月)	4,296	4,175	3,868	3,795	3,977	4,109
	利用者数(人/月)	438	421	377	373	389	404



⑦通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設、病院等医療施設において、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

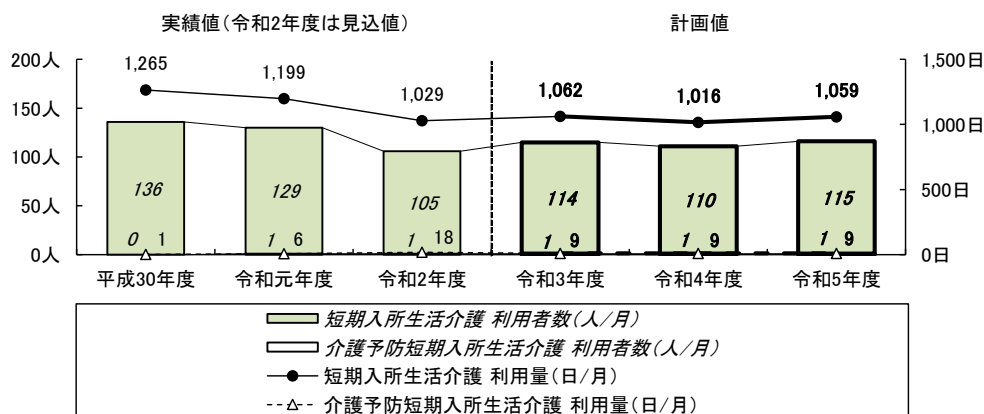
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	利用量（回/月）	684	667	656	660	661	680
	利用者数（人/月）	103	98	95	96	97	100
介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人/月）	6	7	9	10	11	11
合計	利用量（回/月）	684	667	656	660	661	680
	利用者数（人/月）	109	105	104	106	108	111



⑧短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養等ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の短期入所施設において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行います。

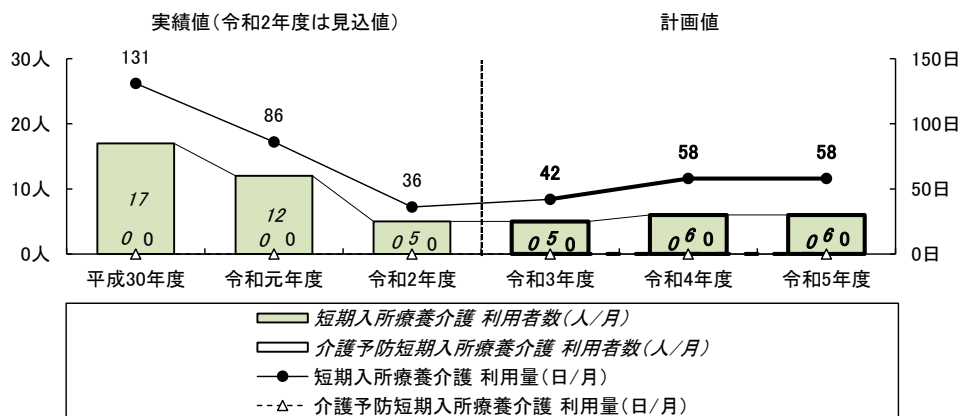
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	利用量（日/月）	1,265	1,199	1,029	1,062	1,016	1,059
	利用者数（人/月）	136	129	105	114	110	115
介護予防短期入所生活介護	利用量（日/月）	1	6	18	9	9	9
	利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
合計	利用量（日/月）	1,266	1,205	1,047	1,071	1,025	1,068
	利用者数（人/月）	136	130	106	115	111	116



⑨短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設等において、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行います。

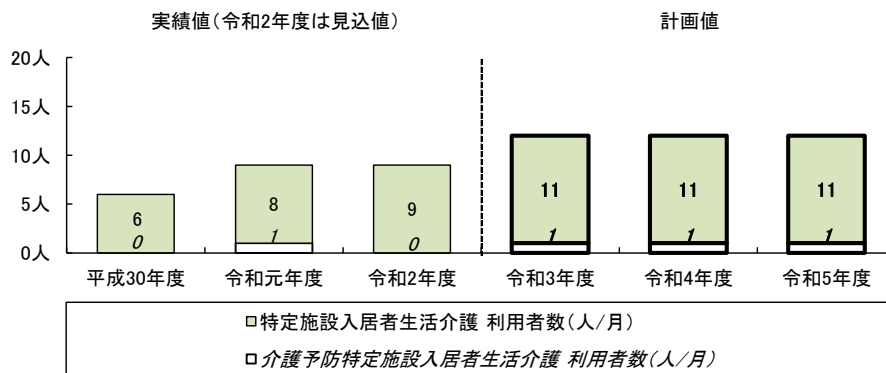
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	利用量（日/月）	131	86	36	42	58	58
	利用者数（人/月）	17	12	5	5	6	6
介護予防短期入所療養介護	利用量（日/月）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
合計	利用量（日/月）	131	86	36	42	58	58
	利用者数（人/月）	17	12	5	5	6	6



⑩特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行います。

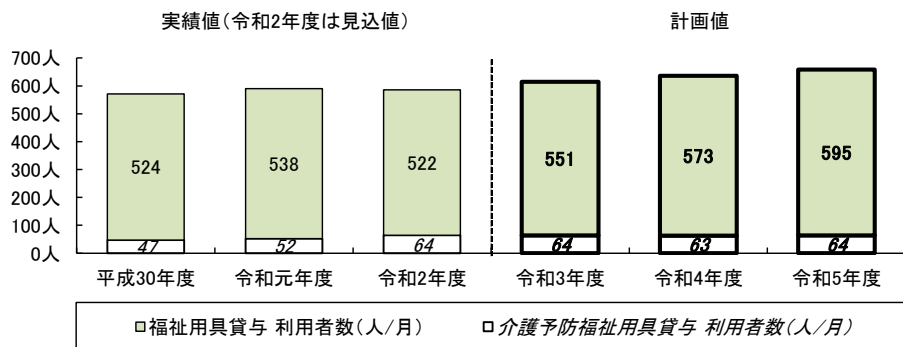
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	6	8	9	11	11	11
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	0	1	0	1	1	1
合計	利用者数（人/月）	6	9	9	12	12	12



⑪福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るため、または、機能訓練等のために福祉用具の貸与を行います。

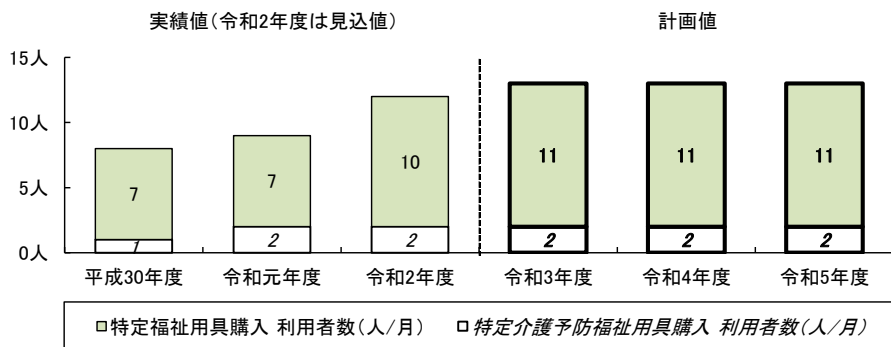
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	利用者数(人/月)	524	538	522	551	573	595
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/月)	47	52	64	64	63	64
合計	利用者数(人/月)	571	590	586	615	636	659



⑫特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入

貸与になじまない特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)を利用者が購入した際に、その費用の9割(または8割)相当額を支給します。

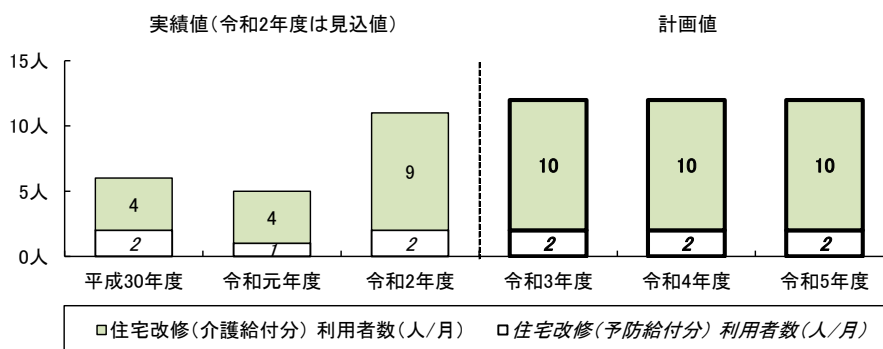
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入	利用者数(人/月)	7	7	10	11	11	11
特定介護予防福祉用具購入	利用者数(人/月)	1	2	2	2	2	2
合計	利用者数(人/月)	8	9	12	13	13	13



⑬住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等住宅改修に対して、原則20万円を上限として、その費用の9割（または8割）相当額を支給します。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修 (介護給付分)	利用者数(人/月)	4	4	9	10	10	10
住宅改修 (予防給付分)	利用者数(人/月)	2	1	2	2	2	2
合計	利用者数(人/月)	6	5	11	12	12	12

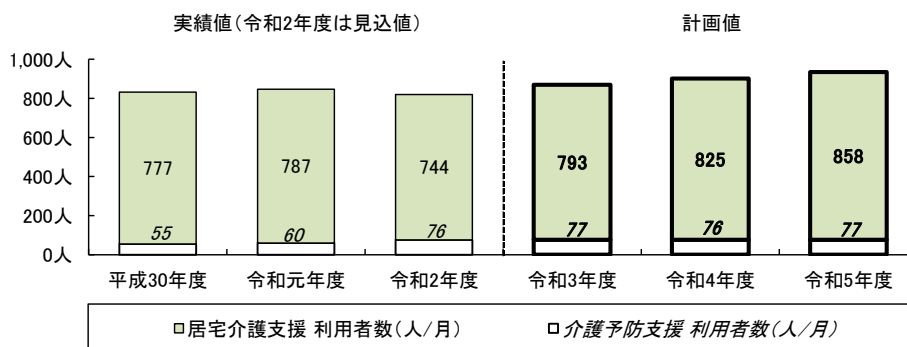


⑭居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が在宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行います。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	利用者数(人/月)	777	787	744	793	825	858
介護予防支援	利用者数(人/月)	55	60	76	77	76	77
合計	利用者数(人/月)	832	847	820	870	901	935

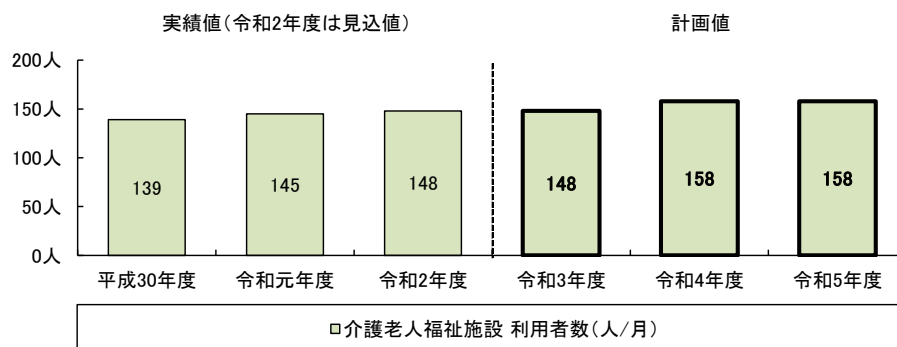


2 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により常時介護が必要な中重度者で、自宅での介護が困難な方に対し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を行います。

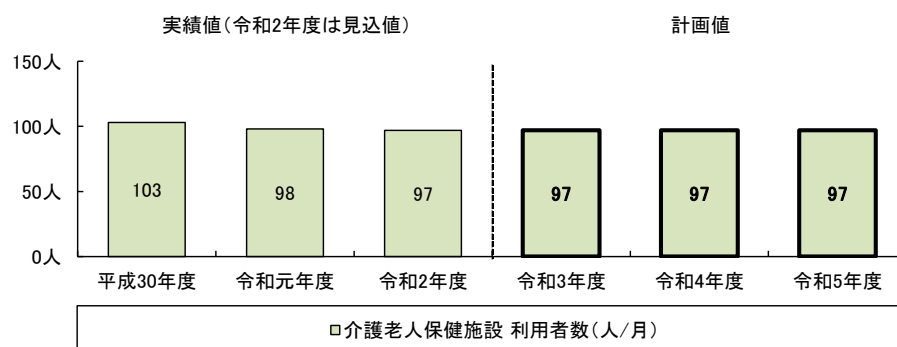
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	利用者数（人/月）	139	145	148	148	158	158



②介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な方に対し、医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

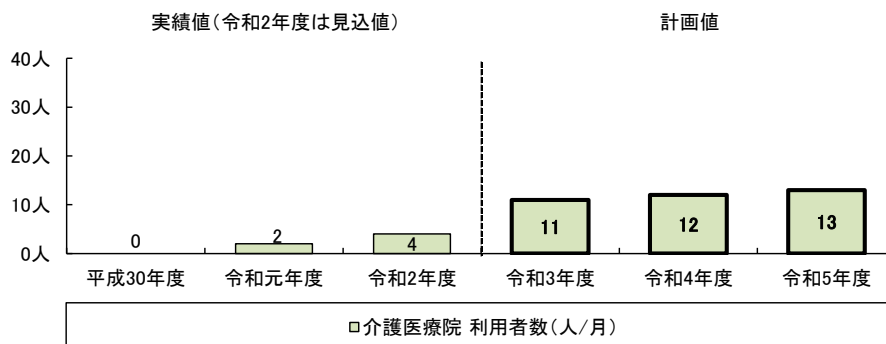
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	利用者数（人/月）	103	98	97	97	97	97



③介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を併せ持った介護保険施設です。

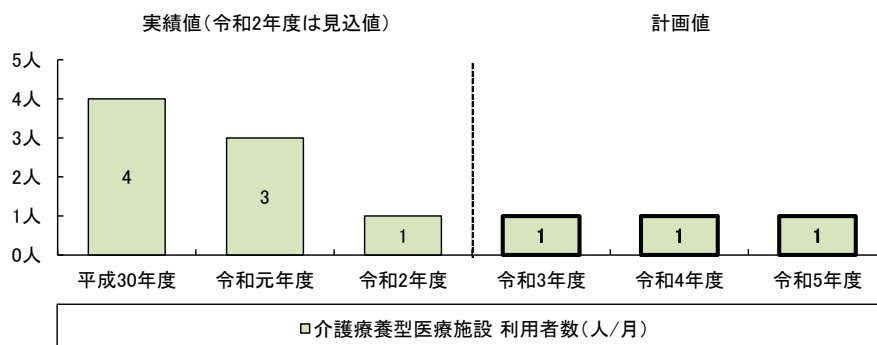
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	利用者数(人/月)	0	2	4	11	12	13



④介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護や機能訓練等の必要な医療・介護を行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	利用者数(人/月)	4	3	1	1	1	1

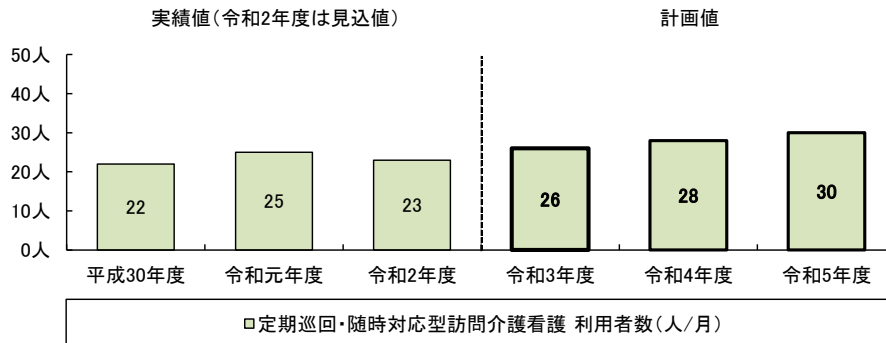


3 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者宅への定期的な巡回訪問や随時通報による訪問により、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が家庭において療養上の世話または診療の補助を行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数（人/月）	22	25	23	26	28	30



② 夜間対応型訪問介護

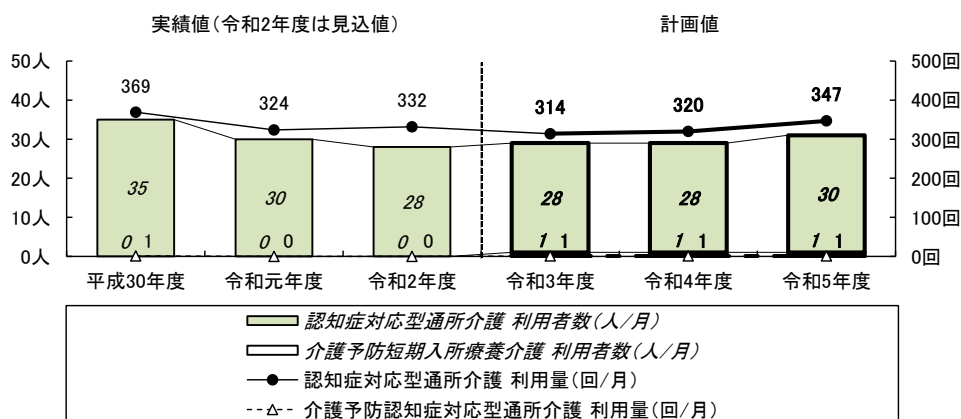
在宅においても夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の在宅でのケアを行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型訪問介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

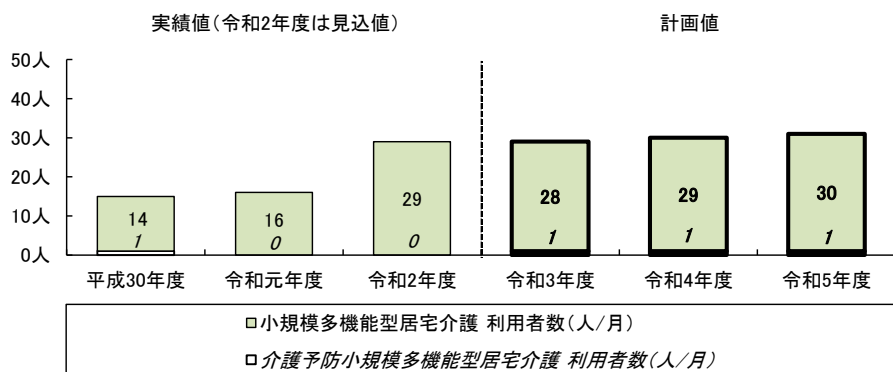
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	利用量(回/月)	369	324	332	314	320	347
	利用者数(人/月)	35	30	28	28	28	30
介護予防認知症対応型通所介護	利用量(回/月)	1	0	0	1	1	1
	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
合計	利用量(回/月)	370	324	332	315	321	348
	利用者数(人/月)	35	30	28	29	29	31



④小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行います。

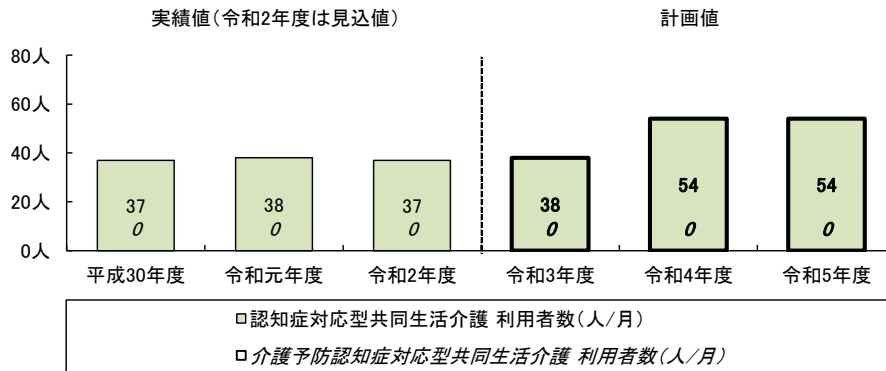
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	14	16	29	28	29	30
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	1	0	0	1	1	1
合計	利用者数(人/月)	15	16	29	29	30	31



⑤認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要介護者が5～9名で共同生活し、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を行います。

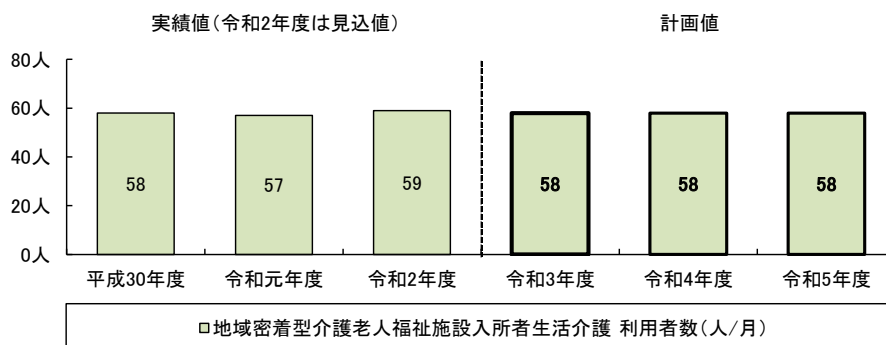
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数（人/月）	37	38	37	38	54	54
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数（人/月）	37	38	37	38	54	54



⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、ケアを行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数（人/月）	58	57	59	58	58	58



⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員 29 名以下の有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

⑧看護小規模多機能型居宅介護

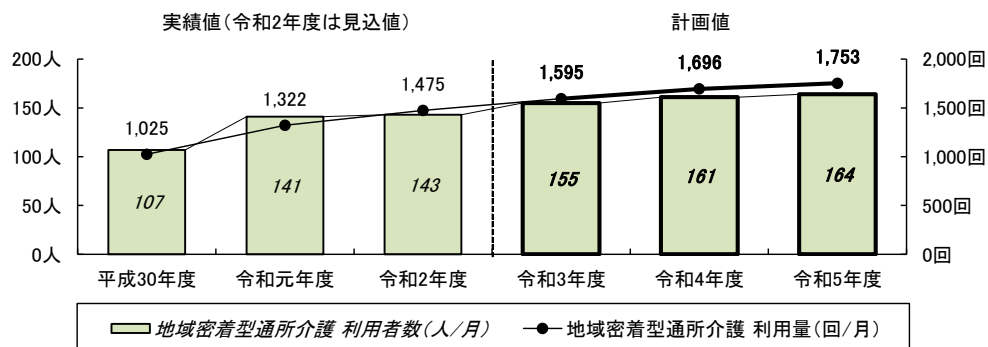
要介護者に対して、訪問看護、小規模多機能型居宅介護、訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的なサービスを行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0

⑨地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターなどで、日中、食事・入浴等の支援や生活機能訓練などのサービスを行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	利用量（回/月）	1,025	1,322	1,475	1,595	1,696	1,753
	利用者数（人/月）	107	141	143	155	161	164



(3) 介護人材確保の推進**重点****① 都留市介護人材確保対策事業^{*}の推進**

- ・ 事業の周知と活用の推進を図り、介護サービス事業所等における人材の確保を支援するとともに、高齢者を含む移住者の雇用促進に努めます。
- ・ 事業所ニーズと介護人材を取り巻く状況を分析し、中長期的な視点を踏まえた事業所支援の実施を検討します。

※都留市介護人材確保対策事業とは

市内における介護サービス等の質の維持や向上、また雇用機会の拡大を図るため、本市に所在している各介護事業者等に次の支援金を交付する事業となります。

①介護職場未経験者等雇用支援金

市内に住所を有する介護職場未経験者等を雇用し、その方が就業するために要した費用を助成した市内の事業所に対し、助成した額の3分の2（上限10万円）を補助します。

②介護従事者研修助成支援金

市内の介護サービス事業所等の従業員が介護職員初任者研修を受講するために要した費用を助成した事業者に対し、助成した額の全額（上限10万円）を補助します。

② 介護ロボットやICT機器の活用推進

- ・ 介護職員の身体的、精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、国と県と連携しながら介護ロボットやICT機器の活用を推進します。

③ 多様な人材の参入支援

- ・ 介護支援ボランティア事業の活用および、介護事業所ニーズとのマッチングを一体的な取組として推進します。
- ・ 外国人人材について、国や県による様々な支援策や市内事業所の取組事例の周知に努めるとともに、市独自の支援の実施について検討します。

(4) 低所得者対策の推進

- ・ 国が定める利用者負担軽減制度である「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」、「特定入所者介護（介護予防）サービス費」について、利用者にわかりやすく制度を周知することに努めます。
- ・ 生計が困難な低所得者を対象に、介護サービス利用時の利用者負担の一部を助成する「都留市介護保険サービス利用者負担額助成事業」や、「社会福祉法人が行う介護保険サービス利用者負担額軽減に対する都留市の助成事業」を引き続き実施し、利用者にわかりやすく制度を周知することに努めます。また軽減の対象となるサービスを提供する事業所に対しても引き続き制度の周知を図り、各制度の活用を推進します。

(5) ICTの活用

- ・ 「新しい生活様式」等に対応するため、市が実施する講座や会議、研修会等をリモートで開催します。

2 介護保険制度の適正利用に向けた取組

要介護認定者の増加に伴い、介護給付費の増加が見込まれる中で、介護保険制度の持続可能性を維持するため、制度の適正利用に向けた取組が一層重要となっています。

本市でも、介護給付費の適正化事業を推進していくほか、サービスの利用に関する情報提供をしていくことで、サービスが必要な人が、必要な分利用できる体制を構築していきます。

(1) 介護給付適正化事業

① 要介護認定の適正化

- ・ 要支援・要介護認定における訪問調査及び委託訪問調査について、職員による内容点検を全件実施します。
- ・ 要介護認定の平準化・適正化を図るため、認定調査員を対象にした研修を実施します。

実施内容	実施計画
要支援・要介護認定調査票の点検	各年度全件実施
認定調査員に対する調査員研修の実施	各年度1回以上

② ケアプラン点検の実施

- ・ 自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、地域包括支援センターとともにケアプラン点検を実施します。点検は、ケアマネジャーの気づきを促し、マネジメントの質の向上を支援するとともに地域の社会資源や課題等の共有を図ります。

実施内容	実施計画
居宅サービス計画（ケアプラン）の点検	各年度4件以上実施
介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の点検	新規介護予防プランの全件点検実施

③ 住宅改修・福祉用具実態調査（住宅改修の点検、福祉用具購入）

- ・ 住宅改修を行う利用者宅の実態調査や必要性の確認、施工状況の確認を実施します。
- ・ 福祉用具利用の必要性の確認をケアプラン等の書面の審査により実施します。

実施内容	実施計画
利用者宅の実態調査の実施（住宅改修）	各年度全件実施
福祉用具購入に係るケアプラン点検の実施	各年度全件実施

④ 医療情報との突合・縦覧点検の実施

- ・ 医療保険の入院情報等と介護保険のサービス利用情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性の点検を実施します。
- ・ 利用者ごとに複数月に渡る介護給付費の状況を確認し、1カ月単位では判明しなかった請求内容の誤り等を発見し、給付の適正化を図ります。

実施内容	実施計画
介護情報と医療情報の突合帳票による点検実施	各年度全件実施

⑤ 介護給付費の通知

- ・ 介護サービス利用者（またはその家族）に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知し、サービス請求内容等を改めて利用者自らに確認する機会をつくり、事業者の適切な請求に向けた効果を図ります。

実施内容	実施計画
介護サービス利用者への請求内容等の通知	各年度 1 回実施

(2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査

① 集団指導・事業所連絡会

- ・ 市内の介護保険事業者に対し、集団指導や事業所連絡会を通じて、法令や市の施策の周知、運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。

対象事業所	実施計画
市内に所在する全ての地域密着型サービス事業所および、居宅介護支援事業所	各年度 1 回以上実施

② 実地指導・監査

- ・ 定期的に介護保険事業者の運営状況の確認を行うため、計画的な指導・監査を実施します。

対象事業所	実施計画
市内に所在する全ての地域密着型サービス事業所および、居宅介護支援事業所	各事業所の指定有効期間中に 1 回以上実施